

高山市 子どもにやさしい まちづくり計画

(令和2~6年度)

令和2年3月策定

高山市

「子どもがやさしさにつつまれ、 健やかに育つまち」を目指して

近年、進行する少子化と人口減少が社会問題化する一方、核家族世帯やひとり親世帯の増加とともに、働く保護者等の割合も増加するなど、就労形態の多様化や家族構成の変化などにより、子育てや保育ニーズも複雑化かつ多様化しています。

こうした中、国では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、子ども・子育て支援新制度による乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、全ての国民が元気に活躍し、安心して暮らすことができる社会づくりを目指す「人づくり革命基本構想」を策定、消費税増収分を財源とし、幼児教育・保育の無償化をはじめ、保育士の更なる処遇改善など、人材への投資の方針を示されたところです。

本市では、子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図るため、従前計画の基本理念「子どもがやさしさにつつまれ、健やかに育つまち」を引き継ぐとともに、新たに子どもの貧困対策に関する計画としても位置づけ、「高山市子どもにやさしいまちづくり計画（令和2～6年度）」を策定いたしました。

本計画は、次代を担う子どもを安心して産み、その持てる力や可能性を最大限に伸ばし、未来を切り拓いていける力を育み、健やかに成長できる愛情に包まれた社会の実現を目指す、子どもや子育てに関する総合的かつ計画的な支援の推進を目的とするものです。子どもや子育て世代への支援の取組みは未来への投資であり、市民の皆様と関係団体等の皆様との協働により着実に推進してまいりますので、引き続き一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様、ご審議いただきました高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

高山市長 國 島 芳 明

目次

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1

第1章 子どもを取り巻く現状

1. 少子化等の現状	2
(1) 人口の推移	2
(2) 出生数と合計特殊出生率の推移	3
(3) 世帯数の推移	4
2. 児童虐待等の現状	5
(1) 児童相談内容別件数の推移	5
(2) 被虐待者年齢別対応件数の推移	6
(3) いじめの認知件数の推移	7
(4) 不登校の児童生徒数の推移	8
3. 支援を必要とする子どもの現状	9
(1) 特別支援学級在籍者数の推移	9
(2) 障がい児サービス利用者数の推移	10
4. 子どもの貧困の現状	11
(1) 子どもの貧困率等の推移	11
(2) 生活意識の現状	12
5. 労働環境等の現状	13
(1) 育児休業取得率の推移	13
(2) 女性の年齢階層別就業率の推移	14
6. 子育て世帯における主な生活の実態	15
(1) 子育ての悩み	15
(2) 気軽に相談できる人や場所	16
(3) 家計の状況	16
(4) 地域への行事参加	16
(5) 子どもの本市への愛着度	17
(6) 子どもが思う本市の好きなところ、好きではないところ	17

第2章 計画の基本理念等

1. 基本理念	18
2. 基本目標	18
3. 計画の体系	19

第3章 子ども・子育て支援施策の今後の方向性

1. 基本目標1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり	20
課題、取組みの方向性、力を入れる取組み	20
2. 基本目標2 子どもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり	21
課題、取組みの方向性、力を入れる取組み	21
3. 基本目標3 みんなで子育て世代を支え合う、愛情にまつまれたまちづくり	22
課題、取組みの方向性、力を入れる取組み	22

第4章 子ども・子育て支援施策の取組み内容

1. 基本目標1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり	25
基本施策1 妊娠期からの途切れのない支援	25
基本施策2 保健・医療体制の充実	28
基本施策3 保育環境等の充実	31
基本施策4 保育サービスの充実	33
2. 基本目標2 子どもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり	35
基本施策1 遊び場・居場所の充実	35
基本施策2 教育環境の充実	37
3. 基本目標3 みんなで子育て世代を支え合う、愛情にまつまれたまちづくり	43
基本施策1 子どもの権利の擁護	43
基本施策2 子育ての不安や負担の軽減	45
基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	52
基本施策4 地域社会で支え合う子育ての推進	55
基本施策5 安全・安心・快適なまちづくりの推進	57

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育の提供区域の設定	60
2. 量の見込みと提供体制の確保内容及び実施時期	60

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理	66
2. 計画の推進	66

(参考)

成長段階ごとの主な施策一覧	67
---------------------	----

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や地域コミュニティの希薄化、就労形態や家庭構成の変化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、いじめや児童虐待、子どもの貧困などが社会問題化していることから、行政だけではなく学校や家庭をはじめ、地域社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援していく環境づくりが重要となってきます。

本市では、このような状況を踏まえ、次代を担うかけがえのない存在である子どもたちや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高山市子どもにやさしいまちづくり計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

高山市子どもにやさしいまちづくり計画は、本市における子ども・子育て支援に関する施策等を総合的に推進するため策定している計画です。

現計画期間（平成27年度から平成31年度まで）の終了に伴い、高山市教育大綱の基本方針、高山市地域福祉計画の基本理念を踏まえるとともに、社会情勢の変化等に対応した新たな計画として策定します。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく計画としても位置付けていましたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定を受け、同法に基づく計画としても位置づけることとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第1章 子どもを取り巻く現状

1. 少子化等の現状

(1) 人口の推移

全国の総人口は、2010（平成22）年をピークに減少し、2015（平成27）年では1億2,709万人となっています。



(単位：万人)

区分	1970年 (昭和45年)	1975年 (昭和50年)	1980年 (昭和55年)	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
総人口	10,467	11,194	11,705	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	12,806	12,709
65歳以上	740	886	1,065	1,247	1,489	1,826	2,201	2,567	2,924	3,347
15-64歳	7,212	7,581	7,883	8,251	8,590	8,716	8,622	8,409	8,103	7,629
0-14歳	2,515	2,722	2,751	2,603	2,249	2,001	1,847	1,752	1,680	1,589

※総人口は、年齢不詳を含む

資料：総務省（国勢調査）

本市の総人口は、2000（平成12）年をピークに減少し、2015（平成27）年では8万9,182人となり、全国値と同様に減少傾向となっています。



(単位：人)

区分	1970年 (昭和45年)	1975年 (昭和50年)	1980年 (昭和55年)	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
総人口	88,602	91,573	95,037	96,459	95,859	96,680	97,023	96,231	92,747	89,182
65歳以上	7,832	8,985	10,529	12,283	14,550	17,488	20,552	22,982	25,025	27,550
15-64歳	59,411	60,406	62,589	63,636	63,782	63,388	61,637	59,050	54,341	49,548
0-14歳	21,359	22,177	21,918	20,540	17,526	15,804	14,825	14,189	13,267	11,972

※総人口は年齢不詳を含む

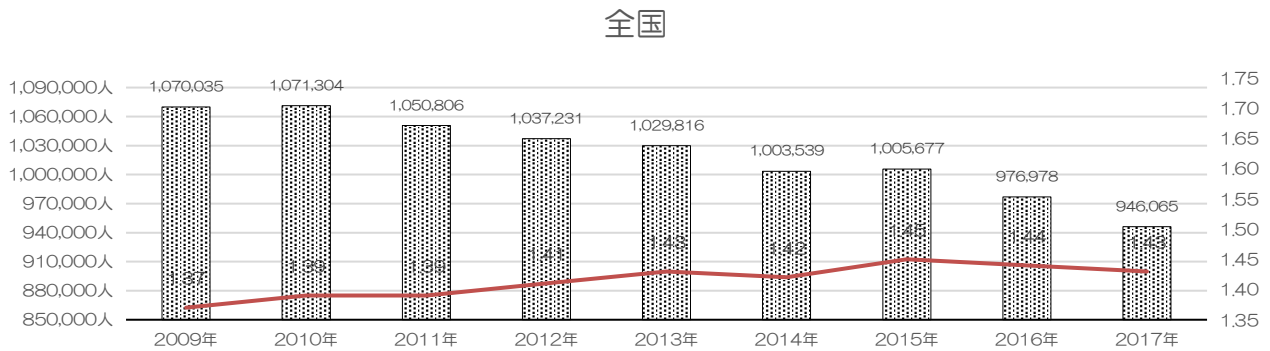
資料：総務省（国勢調査）

(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

全国の出生数は、2016（平成28）年から100万人を下回り、2017（平成29）年では94万6,065人となり減少傾向となっています。

また、近年の合計特殊出生率（※1）は、概ね1.4台で推移しているものの、減少傾向となっています。

※1 合計特殊出生率とは、ひとりの女性が一生の間に産むと見込まれる子どもの数を示す人口統計上の指標で、女性の年齢別出生率を再生産年齢（15歳～49歳）にわたって合計したものです



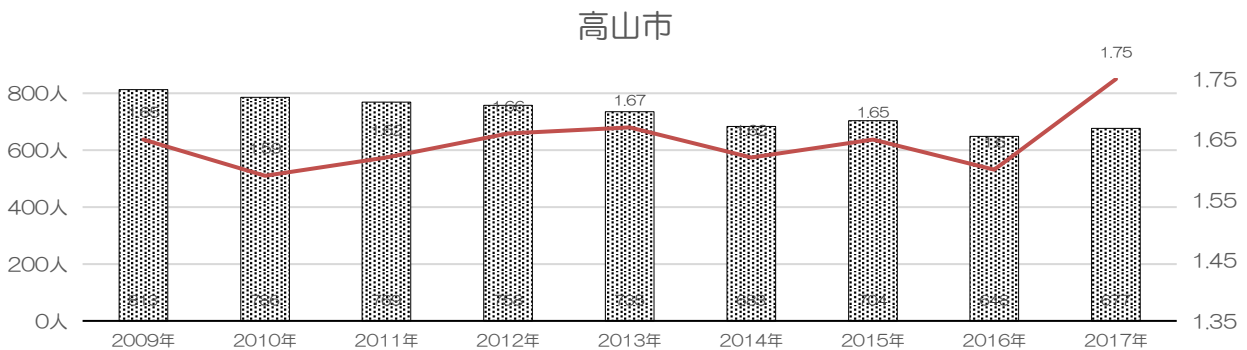
(単位：人)

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
出生数	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
合計特殊出生率	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：厚生労働省（人口動態調査）

本市の出生数は、2010（平成22）年から800人を下回り、2017（平成29）年は677人となり全国と同様に減少傾向となっています。

また、合計特殊出生率は、2017（平成29）年において1.75となり、全国値を上回っています。



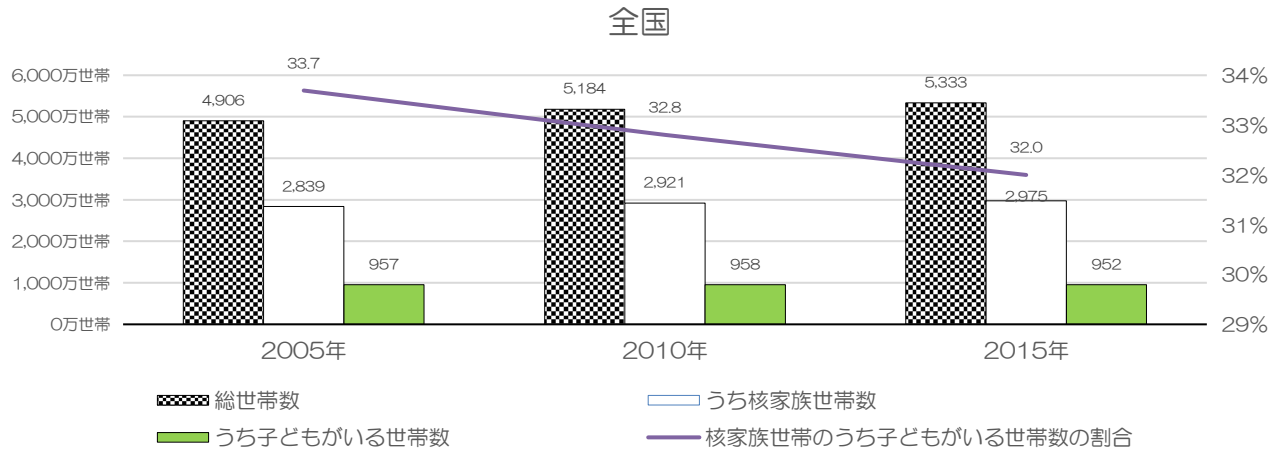
(単位：人)

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
出生数	813	786	769	758	735	683	704	648	677
合計特殊出生率	1.65	1.59	1.62	1.66	1.67	1.62	1.65	1.60	1.75

資料：岐阜県（保健衛生年報）

(3) 世帯数の推移

全国の家帯数は、総家帯数及び核家帯家帯数は増加しているものの、2015（平成27）年には、核家帯家帯のうち子どもがいる家帯数は減少し、952万1,027家帯となっています。

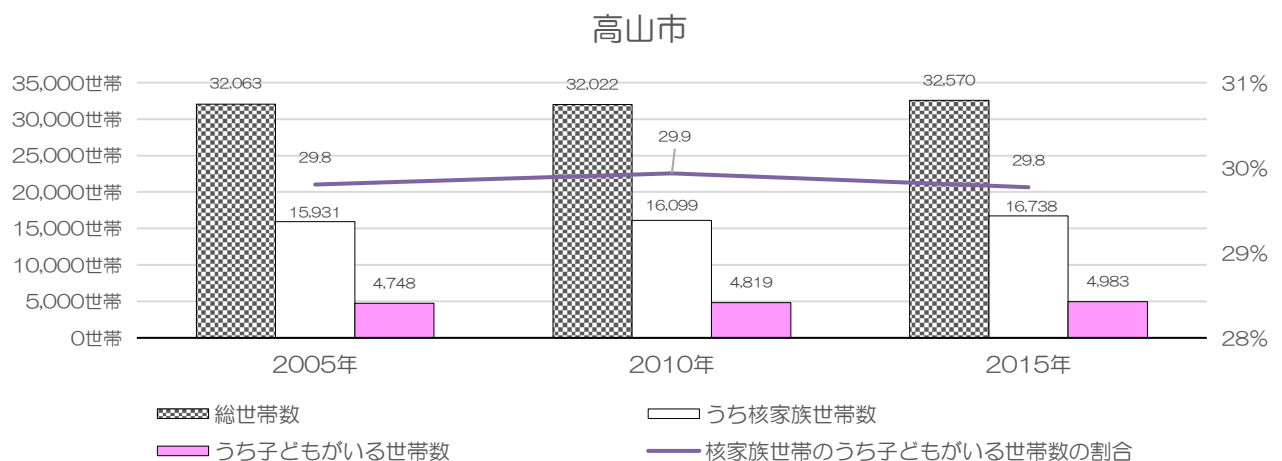


（単位：家帯、%）

区分	総家帯数	うち核家帯家帯		うち子どもがいる家帯	
		家帯数	割合	家帯数	割合
2005年（平成17年）	49,062,530	28,393,707	57.9	9,566,838	33.7
2010年（平成22年）	51,842,307	29,206,899	56.3	9,580,605	32.8
2015年（平成27年）	53,331,797	29,754,438	55.8	9,521,027	32.0

資料：総務省（国勢調査）

本市の家帯数は、核家帯家帯のうち子どもがいる家帯数は増加しているものの、その割合は全国値を下回っています。



（単位：家帯、%）

区分	総家帯数	うち核家帯家帯		うち子どもがいる家帯	
		家帯数	割合	家帯数	割合
2005年（平成17年）	32,063	15,931	49.7	4,748	29.8
2010年（平成22年）	32,022	16,099	50.3	4,819	29.9
2015年（平成27年）	32,570	16,738	51.4	4,983	29.8

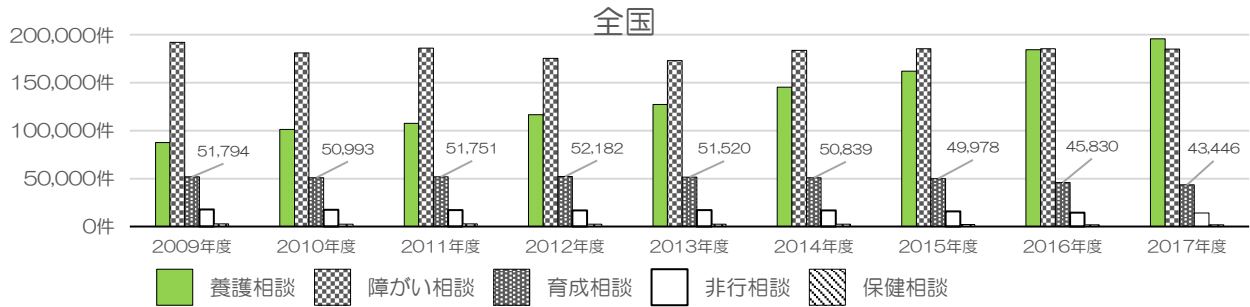
資料：総務省（国勢調査）

2. 児童虐待等の現状

(1) 児童相談内容別件数の推移

全国の児童相談所における児童虐待などの養護相談件数は、年々増加し、児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

発達や発育などの育成相談の件数は減少傾向であり、2017（平成29）年度では4万3,446件となっています。



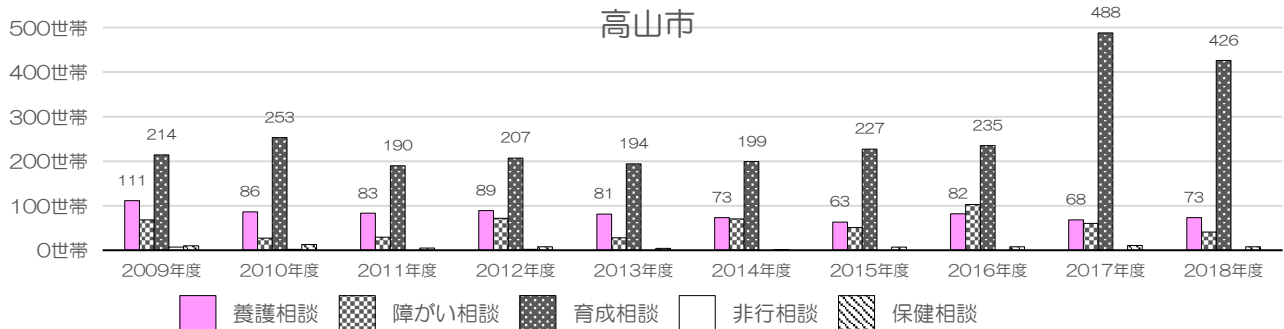
(単位：件)

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
養護相談	87,596	101,323	107,511	116,725	127,252	145,370	162,119	184,314	195,786
障がい相談	192,082	181,108	185,853	175,285	172,945	183,506	185,283	185,186	185,032
育成相談	51,794	50,993	51,751	52,182	51,520	50,839	49,978	45,830	43,446
非行相談	17,690	17,345	17,155	16,640	17,020	16,740	15,737	14,398	14,110
保健相談	2,835	2,608	2,639	2,538	2,458	2,317	2,112	1,807	1,842
その他	19,803	20,151	20,385	20,891	20,802	21,356	23,971	25,937	26,664

資料：厚生労働省（福祉行政報告例）

本市の児童虐待などの養護相談件数は、2018（平成30）年では73件であり、全国値は増加傾向にあるものの、横ばいとなっています。

発達や発育などの育成相談件数は、2018（平成30）年度では426件であり、全国値は減少傾向にあるものの、本市の値は増加傾向となっています。



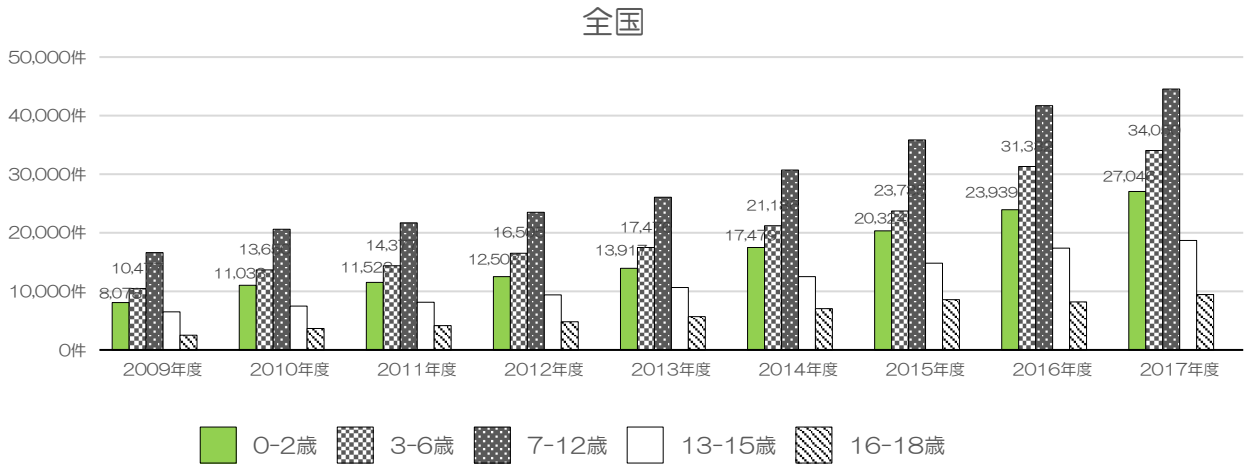
(単位：件)

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
養護相談	111	86	83	89	81	73	63	82	68	73
障がい相談	68	27	29	72	28	70	51	103	60	41
育成相談	214	253	190	207	194	199	227	235	488	426
非行相談	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0
保健相談	10	13	5	8	4	1	7	8	11	8
その他	45	29	8	7	9	12	5	0	3	1

資料：高山市（子育て支援課資料）

(2) 被虐待者年齢別対応件数の推移

全国の被虐待者対応件数を年齢別にみると、2017（平成29）年度の乳幼児期（0～6歳）の対応件数は6万1,096件となっています。

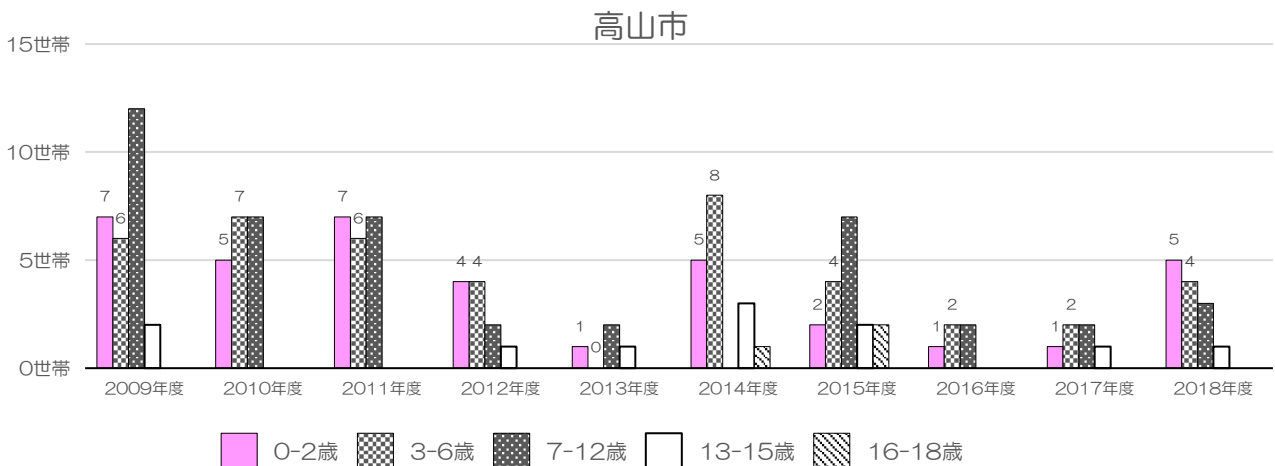


(単位：件)

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
0-2歳	8,078	11,033	11,523	12,503	13,917	17,479	20,324	23,939	27,046
3-6歳	10,477	13,650	14,377	16,505	17,476	21,186	23,735	31,332	34,050
7-12歳	16,623	20,584	21,694	23,488	26,049	30,721	35,860	41,719	44,567
13-15歳	6,501	7,474	8,158	9,404	10,649	12,510	14,807	17,409	18,677
16-18歳	2,532	3,643	4,167	4,801	5,711	7,035	8,560	8,176	9,438

資料：厚生労働省（福祉行政報告例）

本市の被虐待者対応件数を年齢別にみると、2018（平成30）年度の乳幼児期（0～6歳）の対応件数は9件となり、その割合は高くなっています。



(単位：件)

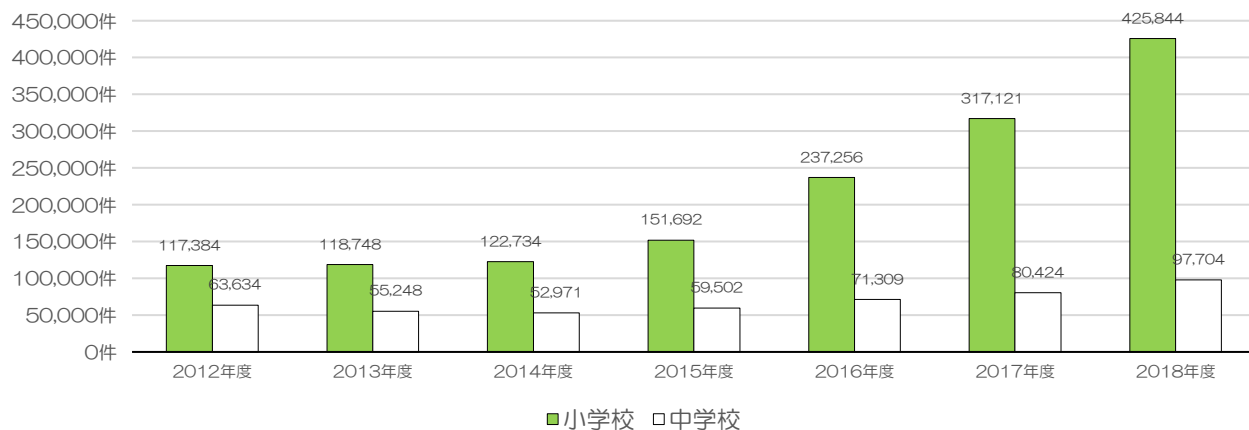
区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
0-2歳	7	5	7	4	1	5	2	1	1	5
3-6歳	6	7	6	4	0	8	4	2	2	4
7-12歳	12	7	7	2	2	0	7	2	2	3
13-15歳	2	0	0	1	1	3	2	0	1	1
16-18歳	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0

資料：高山市（子育て支援課資料）

(3) いじめの認知件数の推移

全国のいじめの認知件数は、2018（平成30）年度では、小学生が42万5,844件、中学生が9万7,704件であり、増加傾向となっています。

全国



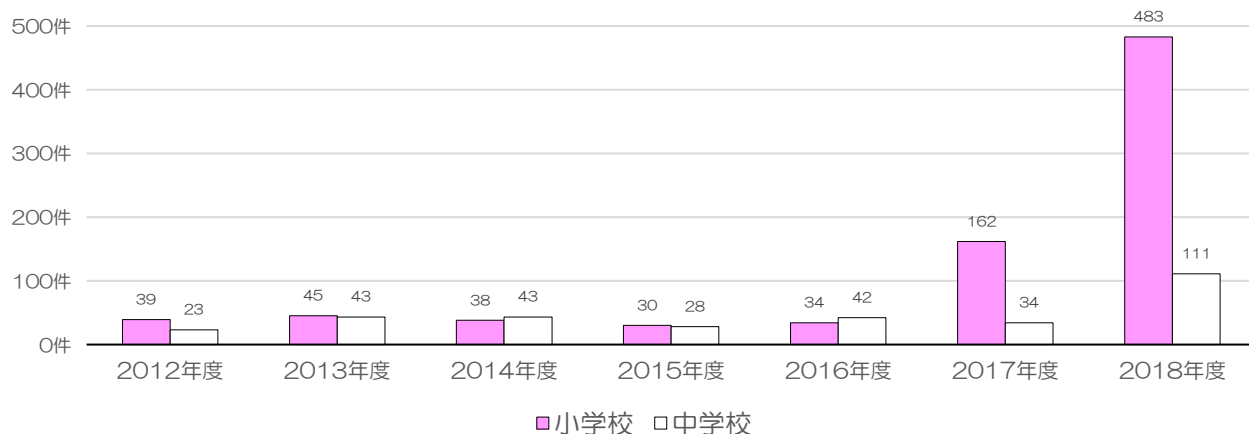
(単位：件)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844
中学校	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704

資料：文部科学省（平成30年児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

本市のいじめの認知件数は、2018（平成30）年度では、小学生が483件、中学生が111件であり、全国値と同様に増加傾向となっています。

高山市



(単位：件)

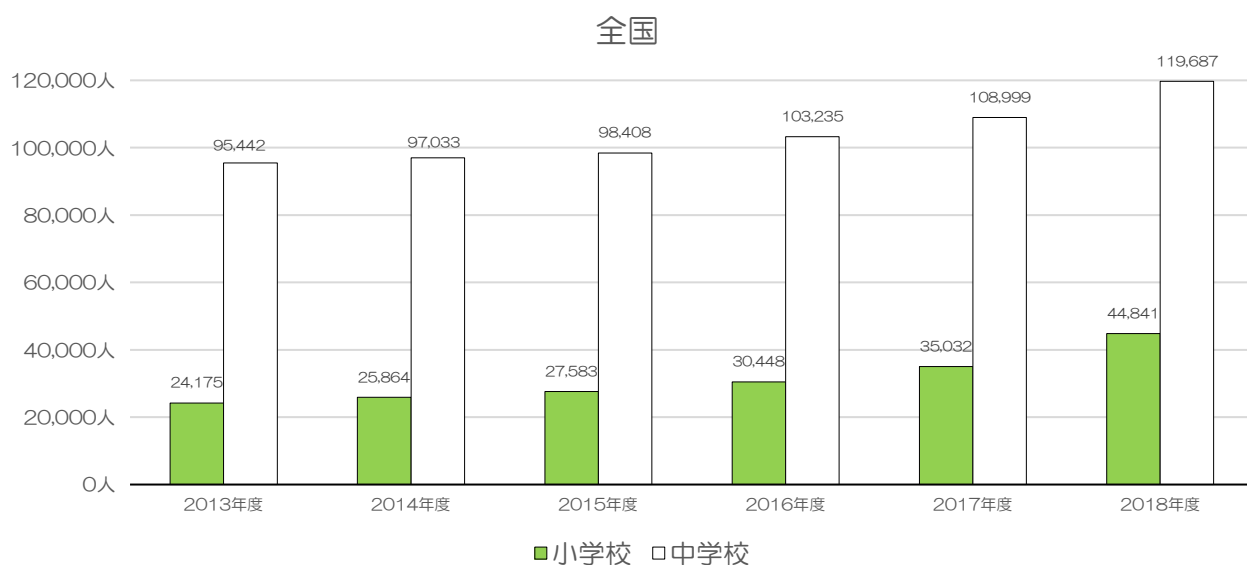
区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	39	45	38	30	34	162	483
中学校	23	43	43	28	42	34	111

資料：高山市（学校教育課資料）

※ 総務省からの「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」（平成30年3月）により、いじめの正確な認知が全国の学校に周知・徹底されたため、2018（平成30）年度のいじめ認知件数が増加したものと見られる。

(4) 不登校の児童生徒数の推移

全国の不登校の児童生徒数は、2018（平成30）年度では、小学生が4万4,841人、中学生が11万9,687人であり、増加傾向となっています。

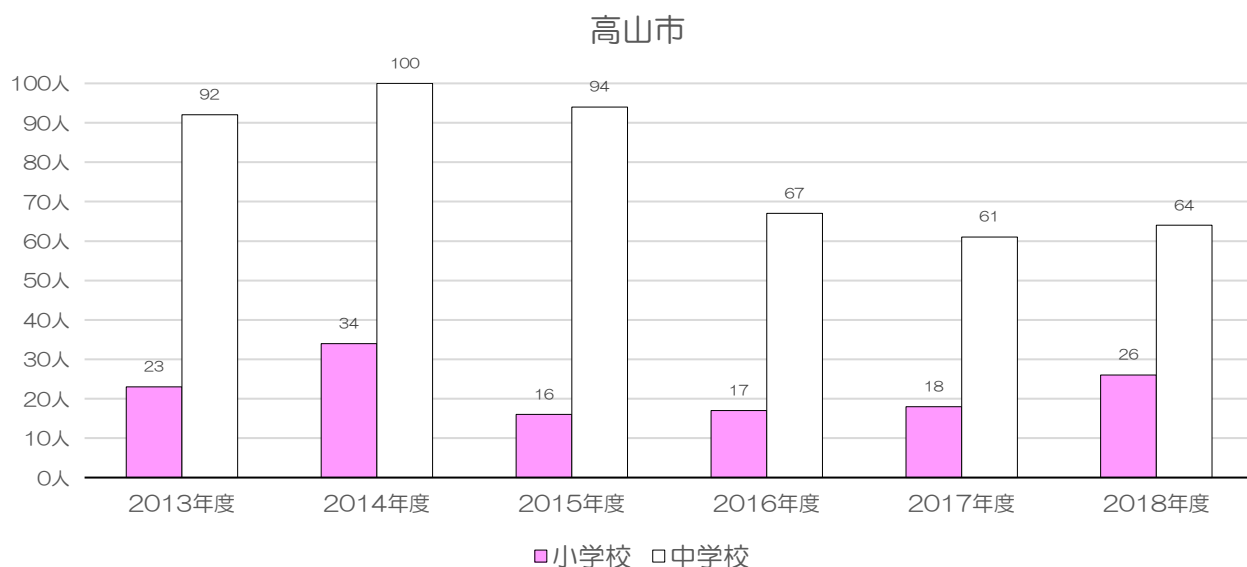


(単位：件)

区分	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841
中学校	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687

資料：文部科学省（平成30年児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

本市の不登校の児童生徒数は、2018（平成30）年度では、小学生が26人、中学生が64人であり、横ばいとなっています。



(単位：人)

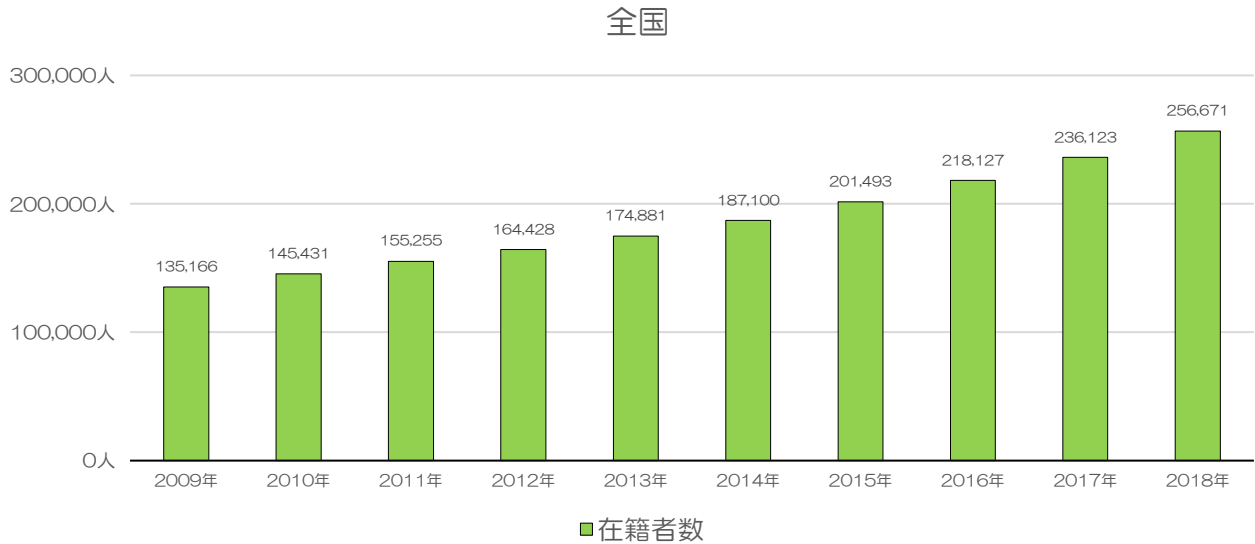
区分	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	23	34	16	17	18	26
中学校	92	100	94	67	61	64

資料：高山市（学校教育課資料）

3. 支援を必要とする子どもの現状

(1) 特別支援学級在籍者数の推移

全国の特別支援学級の在籍者数は、2018（平成30）年では、25万6,671人であり、増加傾向となっています。

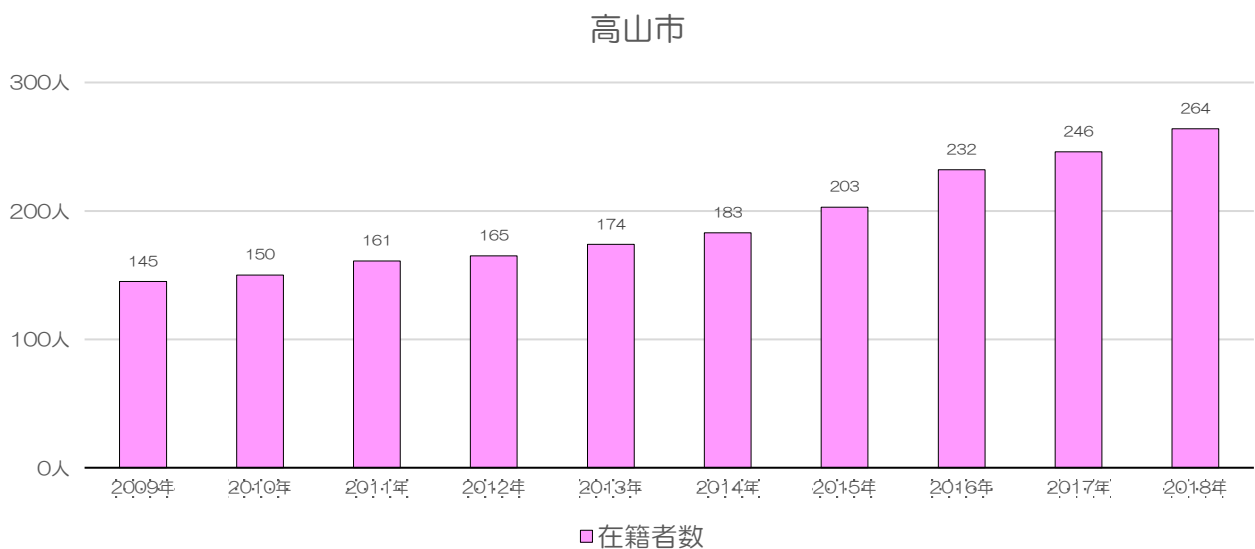


(単位：人)

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
在籍者数	135,166	145,431	155,255	164,428	174,881	187,100	201,493	218,127	236,123	256,671

資料：文部科学省（資料）

本市の特別支援学級の在籍者数は、2018（平成30）年では、264人であり、全国値と同様に増加傾向となっています。



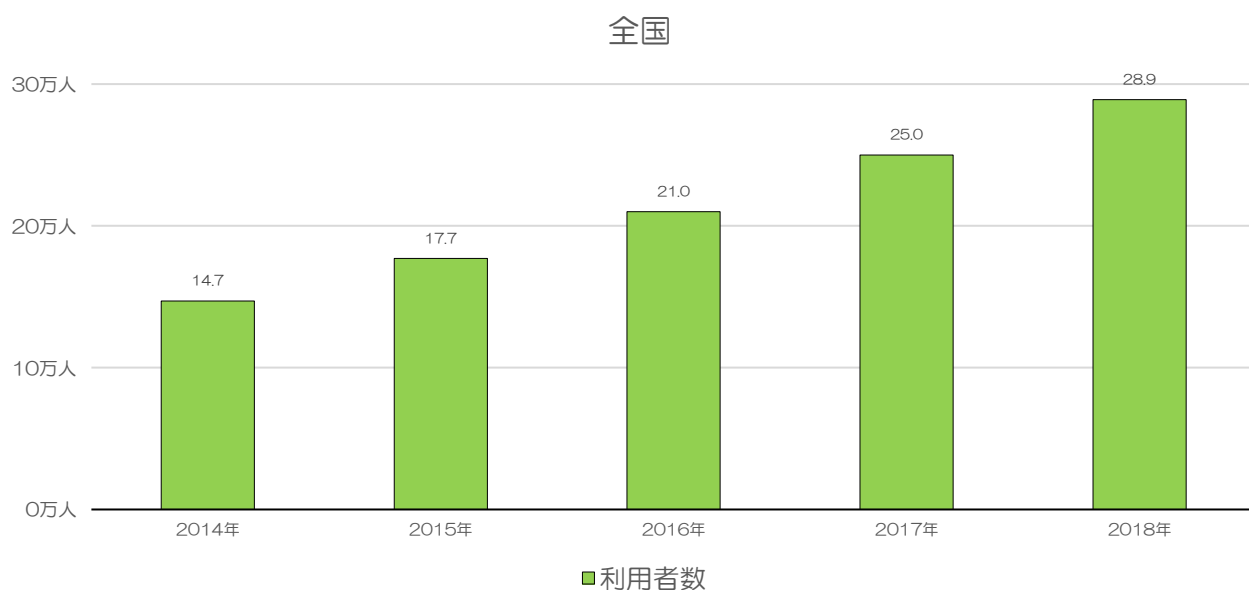
(単位：人)

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
在籍者数	145	150	161	165	174	183	203	232	246	264

資料：高山市（学校教育課資料）

(2) 障がい児サービス利用者数の推移

全国の障がい児サービス利用者数は、2018（平成30）年では、28.9万人であり、増加傾向となっています。

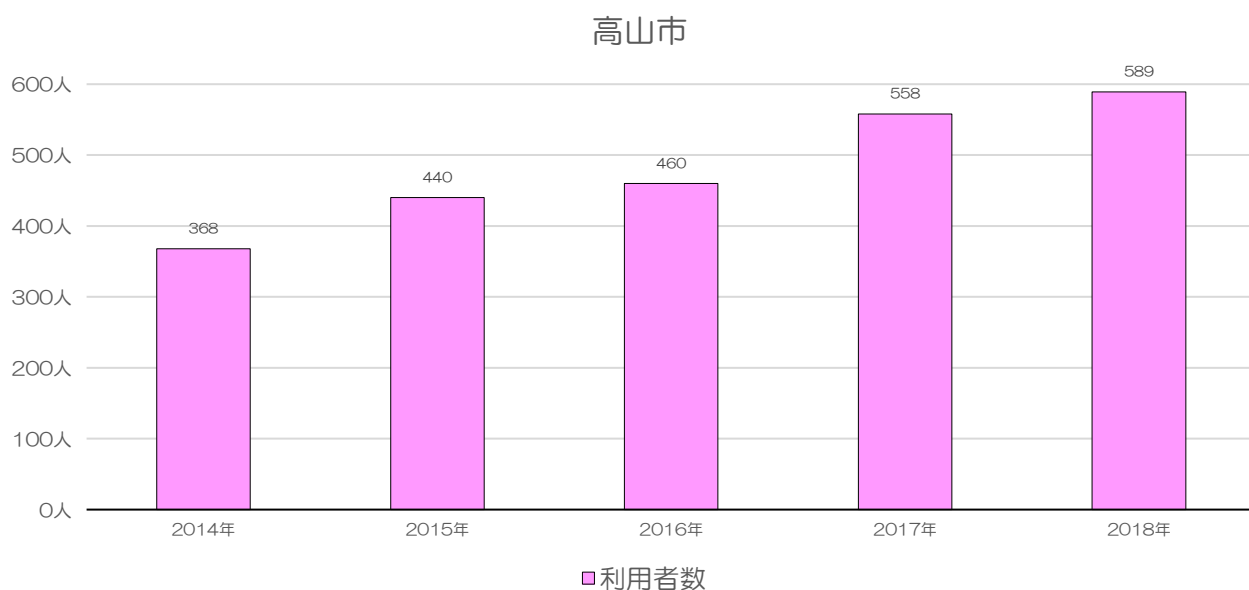


(単位：万人)

区分	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
利用者数	14.7	17.7	21.0	25.0	28.9

資料：厚生労働省（資料）

本市の障がい児サービス利用者数は、2018（平成30）年では、589人であり、全国値と同様に増加傾向となっています。



(単位：人)

区分	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
利用者数	368	440	460	558	589

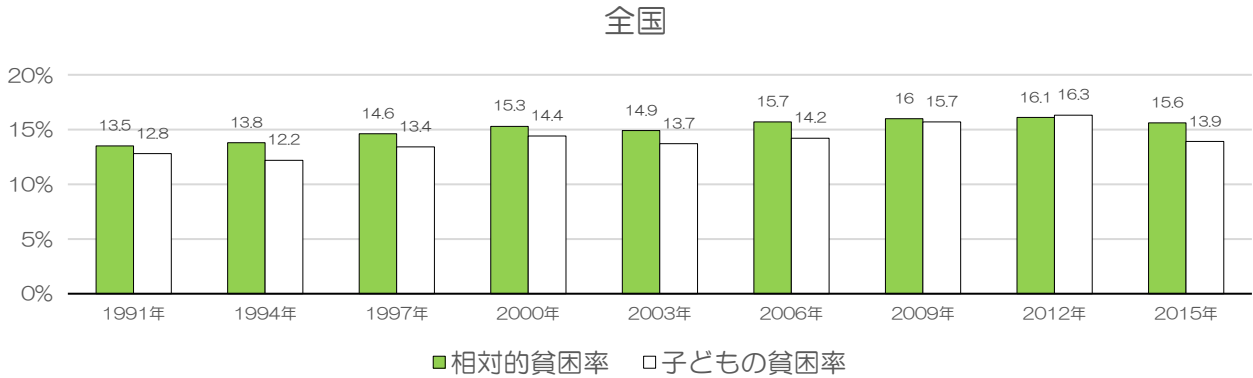
資料：高山市（子育て支援課資料）

4. 子どもの貧困の現状

(1) 子どもの貧困率等の推移

全国の相対的貧困率（※2）や子どもの貧困率（※3）は、近年減少しており、2015（平成27）年では、それぞれ15.6%、13.9%となっています。

※2 相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分である貧困線に満たない世帯の割合を表したものです。
 ※3 子どもの貧困率とは、相対的貧困に該当する世帯のうち、子どもをもつ世帯の割合を表したものです。



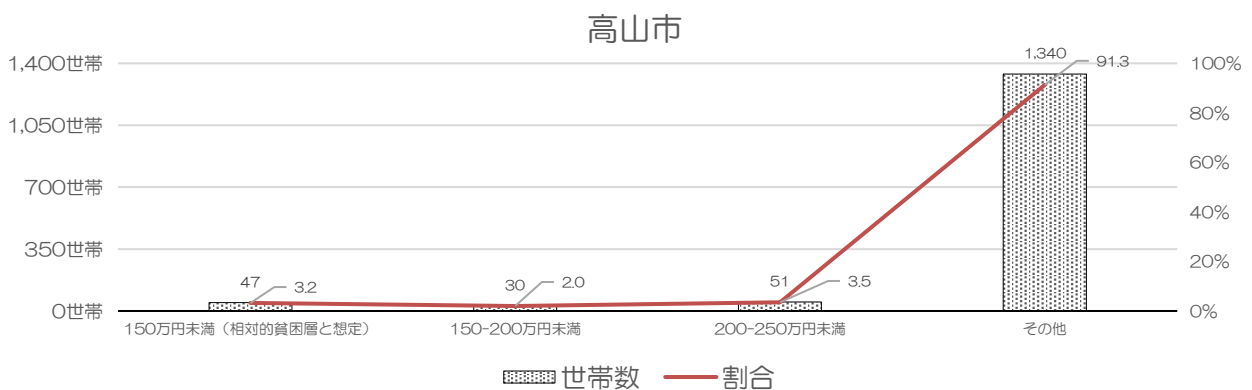
(単位：%)

区分	1991年 (平成3年)	1994年 (平成6年)	1997年 (平成9年)	2000年 (平成12年)	2003年 (平成15年)	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

資料：厚生労働省（国民生活基礎調査）

本市の世帯収入が一定額未満（※4）の世帯の割合は、2018（平成30）年では、47世帯、3.2%となっています。

※4 子育て世帯生活実態調査において、世帯収入が一定額未満（150万円未満）と回答した世帯を相対的貧困層と想定した場合の割合であり、標本抽出による結果（参考値）を表したものです。



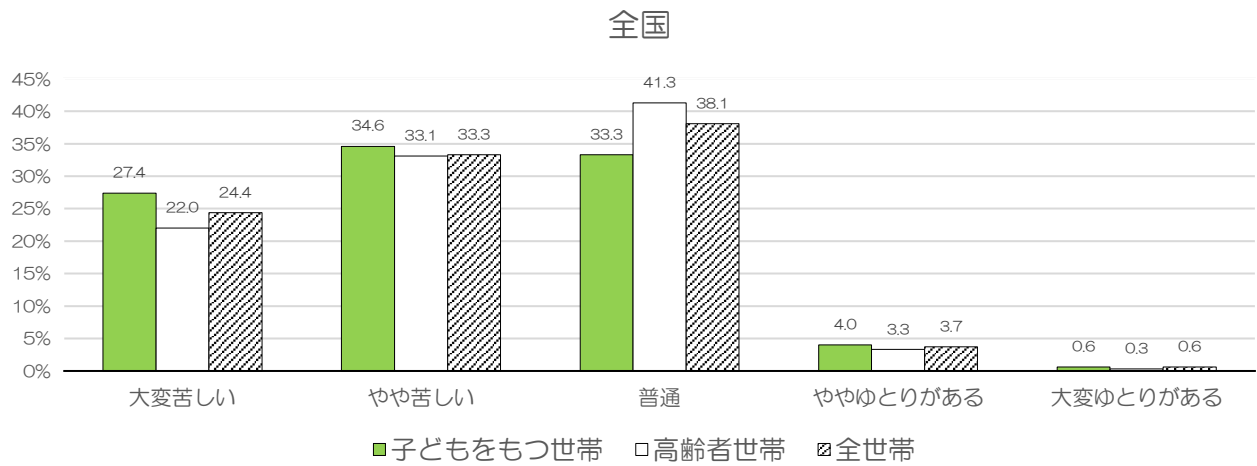
(単位：世帯、%)

区分	2018年(平成30年)	
	世帯数	割合
150万円未満（相対的貧困層） ※標本抽出による結果であり率は想定値	47	3.2
150-200万円未満	30	2.0
200-250万円未満	51	3.5
その他	1,340	91.3

資料：高山市（子育て世帯生活実態調査）

(2) 生活意識の現状

全国の子どもをもつ世帯における生活意識は、苦しい（大変苦しいとやや苦しいの計）と感じている割合が最も高く、62.0%となっています。

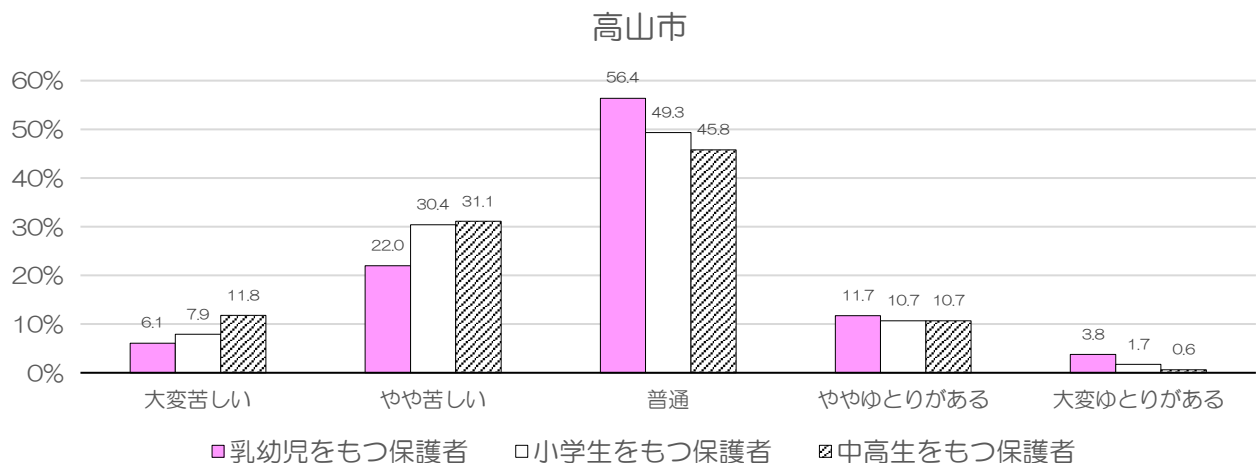


(単位：%)

区分	2018年(平成30年)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
子どもをもつ世帯	27.4	34.6	33.3	4.0	0.6
高齢者世帯	22.0	33.1	41.3	3.3	0.3
全世帯	24.4	33.3	38.1	3.7	0.6

資料：厚生労働省（国民生活基礎調査）

本市の子どもをもつ世帯における生活意識は、子どもの成長とともに苦しい（大変苦しいとやや苦しいの計）と感じている割合は、ゆとりがある（大変ゆとりがあるとややゆとりがあるの計）と比べて高くなっています。



(単位：%)

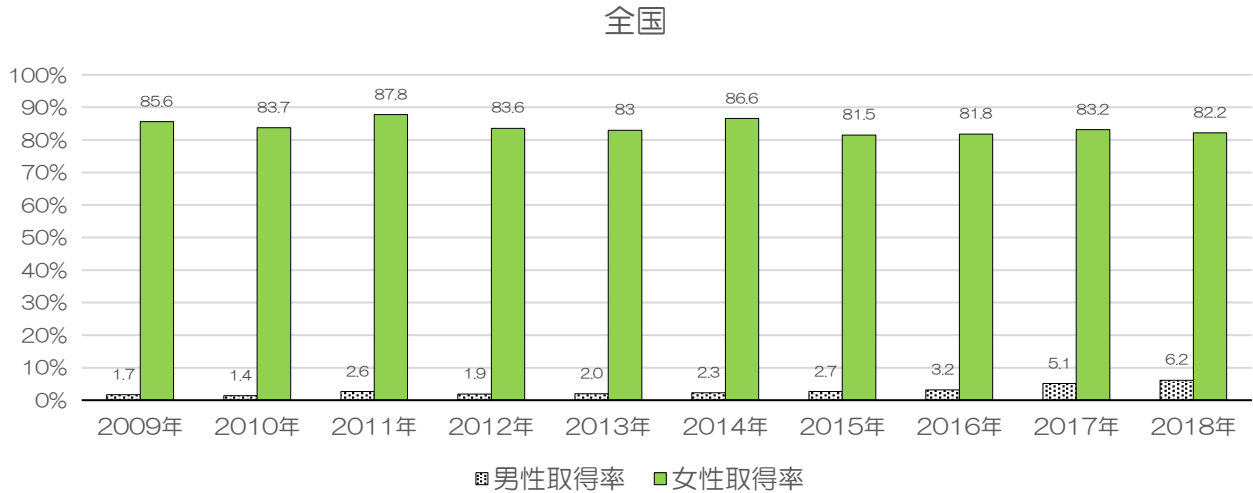
区分	2018年(平成30年)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
乳幼児をもつ保護者	6.1	22.0	56.4	11.7	3.8
小学生をもつ保護者	7.9	30.4	49.3	10.7	1.7
中学生をもつ保護者	11.8	31.1	45.8	10.7	0.6

資料：高山市（子育て世帯生活実態調査）

5. 労働環境等の現状

(1) 育児休業取得率の推移

全国の育児休業取得率は、女性の割合は高く推移しつつ、男性の割合は増加傾向であり、2018（平成30）年では6.2%となっています。



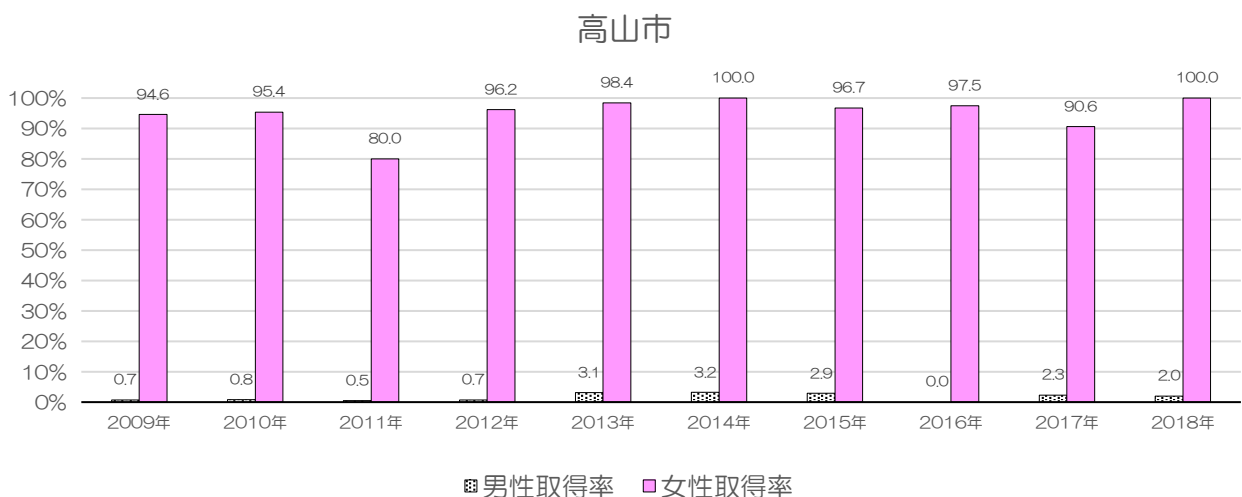
(単位：%)

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
男性取得率	1.7	1.4	2.6	1.9	2.0	2.3	2.7	3.2	5.1	6.2
女性取得率	85.6	83.7	87.8	83.6	83.0	86.6	81.5	81.8	83.2	82.2

※2011（平成23）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く

資料：厚生労働省（雇用均等基本調査）

本市の育児休業取得率は、女性の割合は高い水準で推移し、全国値を上回っており、男性の割合は低い水準で推移し、全国値を下回り、2018（平成30）年では2.0%となっています。



(単位：%)

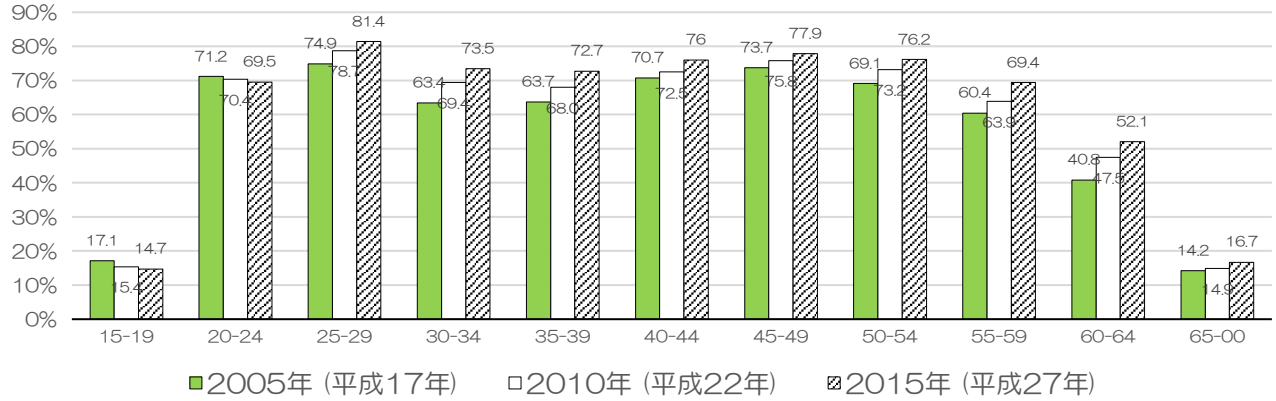
区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
男性取得率	0.7	0.8	0.5	0.7	3.1	3.2	2.9	0.0	2.3	2.0
女性取得率	94.6	95.4	80.0	96.2	98.4	100.0	96.7	97.5	90.6	100.0

資料：高山市（労働実態調査）

(2) 女性の年齢階層別就業率の推移

全国の年齢階層別就業率は、24歳以下を除き増加傾向となっており、2015（平成27）年では、25歳以上29歳以下の年齢区分が最も高く81.4%となっています。

全国



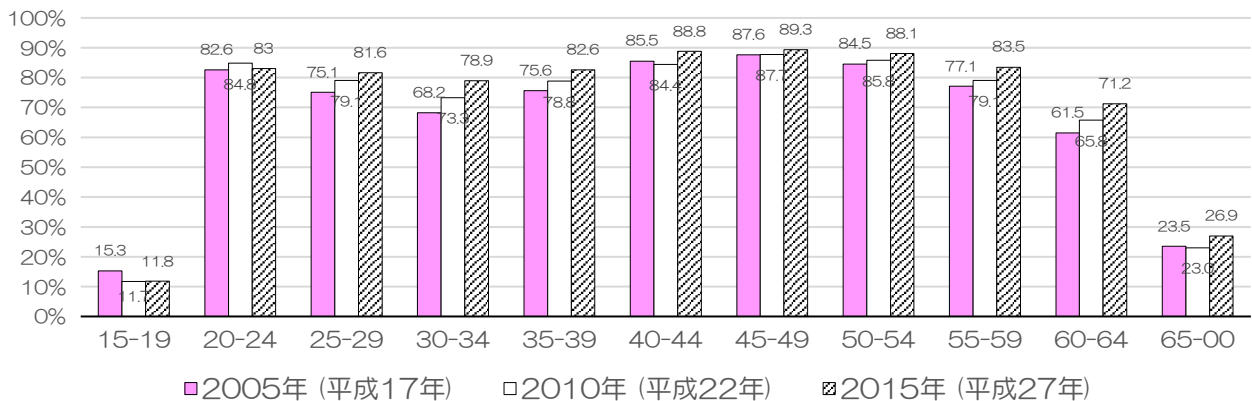
(単位：%)

区分	年齢 (歳)										
	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
2005年 (平成17年)	17.1	71.2	74.9	63.4	63.7	70.7	73.7	69.1	60.4	40.8	14.2
2010年 (平成22年)	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
2015年 (平成27年)	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

資料：総務省 (国勢調査)

本市の年齢階層別就業率は、20歳以上24歳以下を除き増加傾向となっており、2015（平成27）年では、45歳以上49歳以下の年齢区分が最も高く89.3%となっています。

高山市



(単位：%)

区分	年齢 (歳)										
	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
2005年 (平成17年)	15.3	82.6	75.1	68.2	75.6	85.5	87.6	84.5	77.1	61.5	23.5
2010年 (平成22年)	11.7	84.8	79.1	73.3	78.8	84.4	87.7	85.8	79.1	65.8	23.0
2015年 (平成27年)	11.8	83.0	81.6	78.9	82.6	88.8	89.3	88.1	83.5	71.2	26.9

資料：総務省 (国勢調査)

6. 子育て世帯における主な生活の実態

子どもや子育てに関する保護者の意識、子育て環境の現状や子育て支援に関するニーズなどを把握するため、乳幼児から高校生までの子どもの保護者と児童生徒（小学5年生、中学2年生）を対象とした子育て世帯生活実態調査を実施しました。

(調査年度) 平成30年度

(対象者) 保護者向けアンケート

乳幼児の保護者	466 / 1,000件	回答率46.4%
小学生の保護者	525 / 1,000件	回答率52.5%
中学・高校生の保護者	477 / 1,000件	回答率47.7%
児童生徒向けアンケート		
小学5年生	773 / 800件	回答率96.6%
中学2年生	741 / 790件	回答率93.8%

(保護者の回答)

(1) 子育ての悩み

保護者が日常において子育てに悩んでいること又は気になることについては、乳幼児の保護者においては、「子どもの病気や発育、発達に関すること」、小学生の保護者においては、「子どもを叱りすぎているような気がする」、中高生の保護者においては、「子どもの教育に関すること」が最も多く、子どもの成長段階に応じて保護者の悩みは変化しています。

また、乳幼児、小学生、中学生と子どもの成長とともに、「子育てや教育で出費がかさむこと」の件数は増加し、子どもの成長とともに経済的な負担が増加していることを表しています。

(単位：件)

項目	乳幼児	小学生	中高生
病気や発育、発達に関すること	212	132	71
食事や栄養に関すること	195	118	66
育児の方法がよく分からないこと	51	23	12
子どもとの接し方に自信が持てないこと	66	65	34
子どもとの時間を十分にとれないこと	91	148	85
話し相手や相談相手がいないこと	16	12	10
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	120	77	37
子どもの教育に関すること	143	206	190
登園、登校拒否などの問題について	9	19	20
子育てによる身体の疲れが大きいこと	86	46	18
子育てや教育で出費がかさむこと	111	147	186
配偶者やパートナーと子育てに関して意見が合わないこと	35	34	40
自分の子育てについて親族、近隣、職場等まわりの見目が気になること	38	28	17
配偶者やパートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	32	31	16
子どもを叱りすぎているような気がする	152	238	77
子育てのストレスで子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりすること	27	16	5
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよく分からないこと	18	11	5
配偶者や家族との関係で悩み、子どもにあたること	22	42	15
その他（特になしなど）	67	72	112

(2) 気軽に相談できる人や場所

保護者などが気軽に相談できる人や場所については、「配偶者、パートナー」が最も多く、続いて「親族（親、兄弟姉妹など）」、「近所や地域の知人、友人」となっています。

また、子ども発達支援センターなどの公的機関とのかかわりは、乳幼児期が多く、子どもの成長にともない減少傾向となっています。

(単位：件)

項目	乳幼児	小学生	中高生
配偶者、パートナー	420	441	377
親族（親、兄弟姉妹など）	347	348	306
近所や地域の知人、友人	231	293	252
職場の人	146	209	178
保護者仲間（保育園、幼稚園、学校）	131	250	138
子育て支援団体（NPO等）	15	7	3
保育士、幼稚園や学校の先生	165	148	143
医師、保健師、看護師、栄養士	46	28	22
子ども発達支援センター、子育て支援センター、保健センターなど	118	43	13
民生児童委員、主任児童委員	2	0	1
インターネットやSNSによる相談、民間の電話相談	27	18	6
その他（相談できる人・場所はないなど）	15	20	19

(3) 家計の状況

子育て世帯の家計の状況について、「赤字であり、借金をして生活」、「赤字であり、貯蓄を取り崩す生活」の割合は、乳幼児をもつ世帯19.9%、小学生をもつ世帯21.5%、中高生をもつ世帯26.6%となり、子どもの成長にともない家計の状況が厳しい世帯が増加しています。

(単位：%)

項目	乳幼児	小学生	中高生
赤字であり、借金をして生活	4.4	10.2	13.0
赤字であり、貯蓄を取り崩す生活	15.5	11.3	13.6
ぎりぎりの生活	49.1	50.1	50.7
黒字で余裕がある生活	10.5	10.4	8.3
黒字で毎月貯蓄する生活	20.5	18.0	14.4

(4) 地域への行事参加

子育て世帯の地域への行事参加について、「よく参加している」、「時々参加している」の割合は、乳幼児をもつ世帯68.0%、小学生をもつ世帯82.7%、中高生をもつ世帯82.9%となっています。

乳幼児をもつ世帯において、「まったく参加していない」の割合が13.3%となっており、地域との関わりが薄くなっています。

(単位：人、%)

項目	乳幼児		小学生		中高生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
よく参加している	99	21.6	164	31.4	147	31.1
時々参加している	213	46.4	268	51.3	245	51.8
あまり参加していない	86	18.7	71	13.6	54	11.4
まったく参加していない	61	13.3	19	3.6	27	5.7

(児童生徒の回答)

(5) 子どもの本市への愛着度

子どもの本市への愛着度について、「好き」、「まあまあ好き」の割合は、小学5年生の児童が全体の94.7%、中学2年生の生徒が全体の84.4%となっています。

また、「あまり好きではない」、「好きではない」の割合は、小学5年生の児童が全体の5.4%、中学2年生の生徒が全体の15.5%となっており、成長するにつれて愛着度が薄れていく傾向にあります。

(単位：人、%)

項目	小学5年生		中学2年生	
	人数	割合	人数	割合
好き	533	71.4%	338	47.0%
まあまあ好き	174	23.3%	269	37.4%
あまり好きではない	29	3.9%	83	11.5%
好きではない	11	1.5%	29	4.0%

(6) 子どもが思う本市の好きなところ、好きではないところ

子どもが思う高山市の好きなところは、小学5年生、中学2年生とも「自然がたくさんある」が最も多く、続いて「水や食べ物がおいしい」となっています。

なお、好きではないところは、小学5年生は「都会ではない」、中学2年生は「遊ぶところがない」が最も多くなっています。

好きなところ

好きではないところ

(単位：件)

項目	小学5年生	中学2年生	項目	小学5年生	中学2年生
				人数	人数
自然がたくさんある	625	520	都会ではない	38	86
遊ぶところがたくさんある	237	63	遊ぶところがない	33	102
まちがきれい	345	323	まちがきたない	9	10
水や食べ物がおいしい	510	452	バスなどに乗るのが不便	9	25
危険が少ない	251	263	危険がある	22	8
まわりの人が親切	382	345	親切な人が少ない	5	5
友達がたくさんいる	449	323	友達がいない	5	5
じまんで歴史や文化がある	404	278	じまんで遊ぶところがない	21	40
人が多くてにぎやか	235	86	観光客が多すぎる	29	26
買い物が便利	144	62	買い物が不便	19	74
その他(わからないなど)	44	47	わからない	28	30

第2章 計画の基本理念等

1. 基本理念

子どもは家庭にとっても社会にとっても無限の可能性を持った存在であり、次代の社会の担い手です。

生まれ育ったことを子どもが誇りに思い、生み育てたことを保護者が喜びとして実感できるよう、子どもをたくさんのやさしさでつつみ、心豊かで健やかに育つことができるまちづくりを目指し、次のように掲げます。

「子どもがやさしさにつつまれ、 健やかに育つまち」

2. 基本目標

本計画は、高山市教育大綱の基本方針を踏まえ、子どもの成長段階に応じた計画体系とし、次の基本目標のもと、妊娠期から子どもが自立するまでの途切れのない子どもや子育てに関する施策を総合的・計画的に推進します。

1. 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり

産前産後や乳幼児期において、子育ての悩みや周囲に相談できない不安など、子育ての孤立感や不安感を抱えやすい時期の保護者を支えるため、妊娠から出産、乳幼児期における継続的な支援が必要です。

出産や子育ての悩みの解消や妊娠期からの母子の健康確保と増進、医療体制の充実を図るとともに、保育環境等の整備、相談体制や保育サービスの充実を図り、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを目指します。

2. 子どもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもたちが夢や誇りを持ち、健やかに成長するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体、他者を思いやる心を育むなど、子どもの成長段階に応じた教育や子育て支援が必要です。

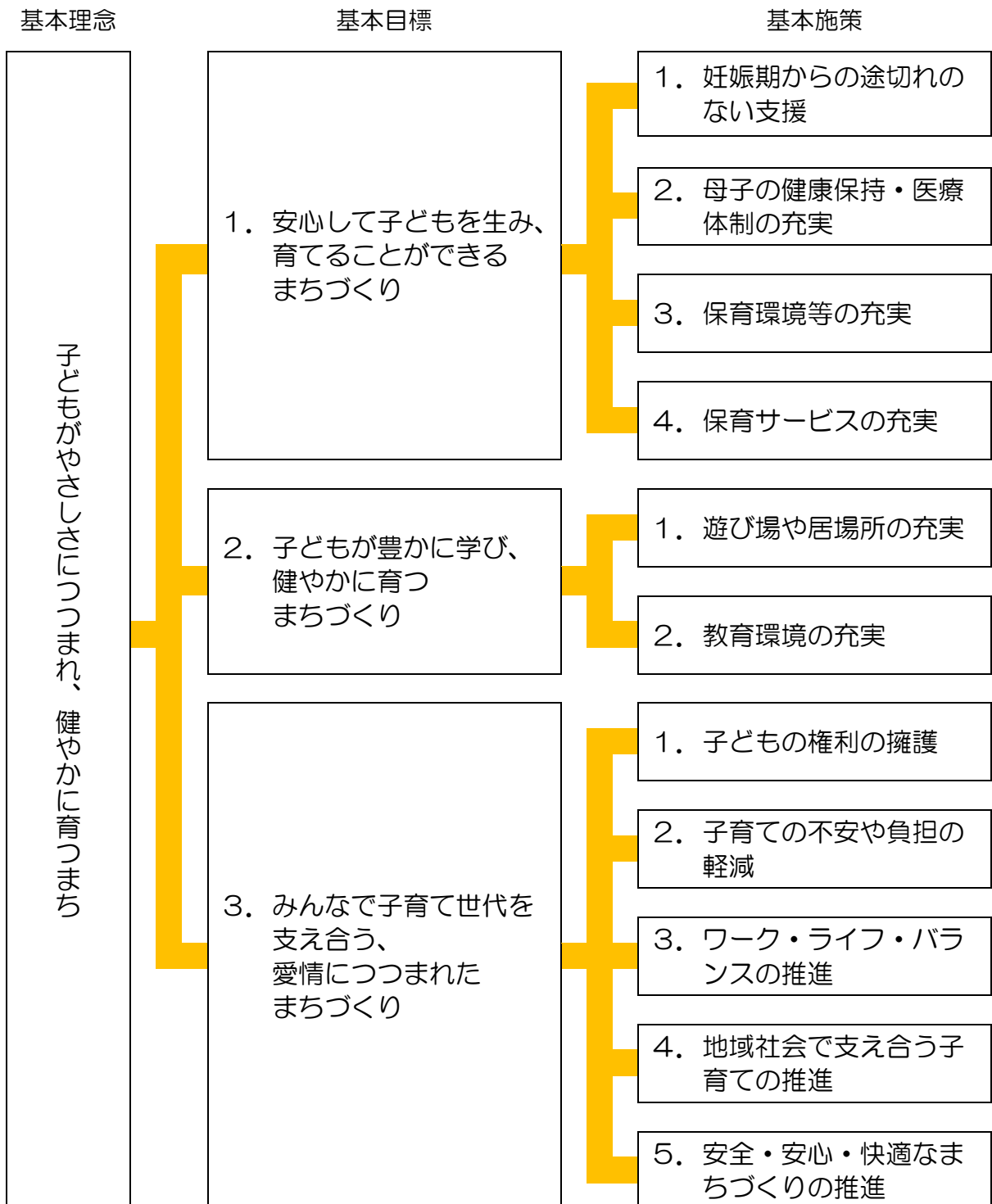
子どもが様々な力を育み、地域社会で活躍する力を養うことができる教育の取り組みや郷土を愛し誇りを持てる郷土教育の充実、地域との交流や様々な学習機会を提供するなど、豊かに学び、健やかに育つまちづくりを目指します。

3. みんなで子育て世代を支え合う、愛情につつまれたまちづくり

子どもや子育て世代が地域で安心して生活できるよう、保護者や地域、事業所、行政などが協働し、子どもや子育て支援に対する理解を深め、それぞれの役割のもと社会全体で支え合う体制が必要です。

地域社会が子どもや子育て世代を温かく支援し、子どもの権利の保障や子育ての不安や負担の軽減、子育てと就労との両立が図られた愛情につつまれたまちづくりを目指します。

3. 計画の体系



第3章 子ども・子育て支援施策の今後の方向性

基本理念に掲げる「子どもがやさしさにつつまれ、健やかに育つまち」の実現に向けて、基本目標ごとの課題に対する子ども・子育て支援施策の取組みの方向性や力を入れる取組みを掲げ、子ども・子育て支援施策の今後の方向性を示します。

基本目標 1 安心して子どもを生み、 育てることができるまちづくり

－ 課題 －

- 妊娠や出産、乳幼児期における様々な相談に対応できるよう、専門性の高い相談体制を構築することが必要です。
- 核家族化の進行、地域関係の希薄化などによる子育ての孤立化の解消を図ることが必要です。
- 晩産化の進行によるリスクから母体や胎児を守り、安心して出産できる環境の充実が必要でです。
- 母子の健康の保持や地域医療体制の確保が必要です。
- 医療的なケアや療育が必要な子どもへの支援が必要です。
- 安定した保育を提供するため、担い手の確保と保育環境等の整備、多様化する保育ニーズへの対応が必要です。

－ 取組みの方向性 －

- 出産や育児の悩みや孤立感の軽減、妊娠期からの母子の健康保持、幼児期における充実した保育・幼児教育の提供などを通じて、妊産婦や子ども、その家族を支え、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図ります。

－ 力を入れる取組み －

1. 妊娠期からの途切れのない支援

妊娠や出産、乳幼児期の子どもや子育てに対する悩みなどを軽減するため、妊娠期からの途切れのない支援の充実を図ります。

- ・ 母子健康包括支援センターの設置による途切れのない支援の提供
- ・ 助産師による妊産婦相談の実施
- ・ 産後ケアなどによる母親の心身ケアや家事・育児支援の実施
- ・ 養育支援訪問事業による育児が不十分な家庭への訪問支援
- ・ 公認心理師の配置による子ども発達支援センター機能の強化
- ・ 基幹相談支援センターの設置による障がいのある子どもなどを抱える家庭への支援の強化

2. 保健・医療体制の充実

母子の健康保持と安心して医療を受けられる地域医療体制を確保するため、保健・医療体制の充実を図ります。

- ・子どもの予防接種の拡大
- ・専攻医等の受入れや診療所の整備による地域医療体制の確保

3. 保育環境等の充実

計画的な保育園舎等の整備や保育士の確保など、保育環境等の充実を図ります。

- ・荘川保育園の整備
- ・私立保育園の園舎整備等に対する助成
- ・プロモーション活動や保育士の処遇改善などによる保育士の確保
- ・ICTの活用などによる保育業務の効率化

4. 保育サービスの充実

安心して子育てができるよう、保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

- ・休日保育サービスの支所地域への拡大

基本目標2 子どもが豊かに学び、 健やかに育つまちづくり

－ 課題 －

- 子どもが安心して遊べる場所や子育て世代がつどい交流できる場所のほか、スポーツ施設など子どもの成長段階に応じた遊び場や居場所の充実が必要です。
- 学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの豊かな成長を支えていく仕組みの構築が必要です。
- 子どもの学びや育ちの連続性を保持するため、幼稚園・保育園・小中学校及び高等学校などの連携の強化が必要です。
- 地域で活躍する若者の支援や地元就労の促進が必要です。

－ 取組みの方向性 －

- 子どもの遊び場や居場所の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した持続可能な教育環境の充実と豊かな学びを支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を促します。

－ 力を入れる取組み －

1. 遊び場・居場所の充実

親子のふれあいや子育て世代の交流、地域とのつながりを深めることができるよう、子どもの成長段階に応じた遊び場・居場所の充実を図ります。

- ・児童館や放課後児童クラブなどの子どもの居場所の確保
- ・空き店舗等を活用した子どもの遊び場の整備
- ・町内会等が設置する児童遊園地の遊具整備に対する助成
- ・スポーツ施設の整備

2. 教育環境の充実

学校・家庭・地域などが協働し、子どもたちが様々な学習機会や交流、各種体験などを通じ、地域への誇りと愛着、社会を生き抜く力や基礎学力、体力、意欲的に学び行動する力などを養えるよう、教育環境の充実を図ります。

- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）による地域と協働した学校づくりの推進
- ・情報通信技術を活用した教育の推進（デジタル教科書の配置、電子黒板の配置拡大）
- ・職場体験学習や子ども夢創造事業などの実施による将来に夢や希望が持てる子どもの育成
- ・幼保小連携協議会や中学校・高等学校・特別支援学校の異校種間交流などによる連携の推進
- ・大学連携センターの活用など大学等との連携の推進
- ・若者等活動事務所の管理・運営による地域社会で活躍できる若者の育成と地域の活性化

基本目標3 みんなで子育て世代を支え合う、 愛情につつまれたまちづくり

－ 課題 －

- 児童虐待の深刻化やいじめ・不登校の増加、LGBTに対する理解の普及、外国籍の児童生徒の増加などに伴い、子どもの権利を守る取組みの推進が必要です。
- 発育が心配される子どもに対し、早い段階での支援が必要です。
- 障がいのある子どもなどが生まれ育った地域で教育が受けられるよう、個々の教育ニーズに応じた指導や支援ができる教育環境の整備が必要です。
- 子どもの貧困問題などの経済的負担や子どもの発達・障がいなどに伴う精神的負担などの軽減が必要です。
- 核家族化の進行による子育ての孤立を防ぐため、身近で気軽に相談できる場所の充実や地域の支え合いによる子育ての推進、家庭内における仕事と子育ての両立の推進が必要です。
- 子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故などの増加、豪雨や台風などの自然災害の多発などに伴い、子どもや子育て家庭が安全に安心して生活できる環境づくりが必要です。

－ 取組みの方向性 －

- 子どもの権利を守るなかで、安心して子育てができるよう、地域や事業所、行政などが連携・協働し、子どもとその家庭を支え合う体制づくりを推進します。

－ 力を入れる取組み －

1. 子どもの権利の擁護

児童虐待やいじめの防止に向けた取組みの強化や多様な性への理解を深めるなど、子どもの権利を守ります。

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化やいじめ防止アドバイザーの派遣
- ・ 児童生徒等の重大事態調査委員会の設置・運営
- ・ 多様な性への理解に向けての啓発
- ・ 外国籍の子どもや保護者を支援する体制づくり

2. 子育ての不安や負担の軽減

子どもの成長段階に応じた不安や子どもの発育、家庭環境に応じた心身の負担、子どもの貧困への対策など、子育ての不安や負担を軽減します。

- ・ 関係機関との連携や様々な支援の組合せなどによる包括的な子どもの貧困対策
- ・ 母子生活支援施設の整備に対する助成
- ・ ひとり親世帯への日常生活支援
- ・ 障がい児等の遠隔地への通院に対する宿泊費などの助成
- ・ 特別支援教育の推進

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

多様化する就業形態や社会の変化を踏まえ、働きながら安心して子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

- ・ 事業所における働き方改革の推進

4. 地域社会で支え合う子育ての推進

子どもを見守る環境づくりや子育て世代を地域で支え合う子育ての推進を図ります。

- ・ まちづくり協議会などにおける地域で子ども・親を支える取組みへの支援

5. 安全・安心・快適なまちづくりの推進

地域と連携した防犯対策や交通安全対策をはじめ、防災学習を推進するなど、子育て家庭が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

- ・ 地域における防犯・防災対策の推進

第4章 子ども・子育て支援施策の取組み内容

基本目標1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり

基本施策1

妊娠期からの途切れのない支援

- 施策内容1 妊産婦支援の充実
- 施策内容2 乳幼児期の子育て支援サービスの提供
- 施策内容3 発育に関する相談支援の充実

基本施策2

保健・医療体制の充実

- 施策内容1 健康づくりの推進
- 施策内容2 医療体制の確保

基本施策3

保育環境等の充実

- 施策内容1 保育施設等の管理・運営
- 施策内容2 保育体制の確保

基本施策4

保育サービスの充実

- 施策内容1 多様な保育サービスの提供

基本目標2 子どもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり

基本施策1

遊び場・居場所の充実

- 施策内容1 放課後児童等の居場所づくり
- 施策内容2 子どもの遊び場の充実

基本施策2

教育環境の充実

- 施策内容1 育成支援の充実
- 施策内容2 郷土教育の推進
- 施策内容3 様々な学習機会の提供
- 施策内容4 学校施設の管理・運営

基本目標3 みんなで子育て世代を支え合う、愛情につつまれたまちづくり

基本施策1

子どもの権利の擁護

- 施策内容1 権利の保障

基本施策2

子育ての不安や負担の軽減

- 施策内容1 安心して暮らせる子育て支援体制の充実
- 施策内容2 経済的負担の軽減

基本施策3

ワーク・ライフ・バランスの推進

- 施策内容1 子育てと就労等の両立支援
- 施策内容2 育児参加の促進

基本施策4

地域社会で支え合う子育ての推進

- 施策内容1 地域と協働した子育て支援

基本施策5

安全・安心・快適なまちづくりの推進

- 施策内容1 安全対策の充実
- 施策内容2 快適なまちづくりの推進

※ 施策内容に記載する取組みは、表記の主な所管課や地域、事業所、関係団体などが連携して取組みます。

基本目標

安心して子どもを生み、

1

育てることができるまちづくり

子育ての第一歩となる妊娠期からの途切れのない支援体制を構築し、母子の健康の確保と増進、医療体制の充実をはじめ、健やかに育てられる保育・教育環境の整備、保育サービスの充実を図り、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを推進します。

基本施策1 妊娠期からの途切れのない支援

妊娠や出産、子育て、子どもの成長に対し、不安なく安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊産婦への支援や乳幼児期の子育て支援サービスの提供、子どもの発育に関する相談支援の充実を図り、母子健康包括支援センターと子ども発達支援センターが連携を図りながら、妊娠期からの途切れのない支援の充実を図ります。

施策内容1 妊産婦支援の充実

妊産婦が安心して出産し、子育てができるよう、母子健康包括支援センターが中心となり、妊産婦への健康診断や相談支援、産後における母親へのケア、乳幼児家庭への訪問などを実施し、妊娠段階から出産、育児まで継続的に寄り添った支援を提供する取組みをすすめます。

1	母子健康包括支援センターの設置・運営	健康推進課	重点 新規
妊娠や出産、子育てに関する各種相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、関係機関との連携調整を図り、妊娠期からの途切れのない支援を行うため、母子健康包括支援センターを設置・運営します。			
2	助産師による妊産婦相談の実施	健康推進課	重点 新規
妊娠・出産、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談や交流などの支援により家庭や地域での子育ての孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるよう、助産師による妊産婦相談を実施します。			
3	妊産婦に対する支援プランの策定	子育て支援課、健康推進課	重点 新規
様々な相談等を通じて支援が必要な世帯と判断した場合に、安心してその後の子育てができるよう、個別に支援プランを策定します。			
4	妊婦教室の開催	健康推進課	
妊娠中の生活や出産の心構え、正しい知識の普及や妊婦同士の仲間づくりを支援するため、妊婦教室を開催します。			
5	妊婦健康診査の実施	健康推進課	
妊婦の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により安全な出産ができるよう、妊娠中の定期的な健診の受診を促進します。			

6	妊婦歯科検診の実施	健康推進課	
	妊娠中の食習慣や生活習慣の変化などによる虫歯や歯周病などの歯科疾患の早期発見や予防対策のため、妊婦歯科検診を実施します。		
7	宅配牛乳等購入費に対する助成	健康推進課	
	妊婦の健康と胎児の健全な発育のため、不足しがちな栄養素を含む食品である牛乳などの購入費に対し助成します。		
8	母子健康手帳・父子手帳の交付	健康推進課	
	妊婦、出産、育児に関する母子の健康状態などを記録するとともに、親としての意識の醸成を図るため、母子健康手帳や父子手帳を交付します。		
9	電子母子手帳の利用促進	子育て支援課、健康推進課	
	妊婦教室の案内や子育てイベントなど子育てに関連する情報を随時発信し、地域のコミュニケーションの機会の提供を図るため、母子健康手帳を補完する電子母子手帳の利用を促進します。		
10	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の受付	市民課	
	次世代育成支援を図るため、出産（予定）月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）の国民年金保険料免除の届出の受け付けを行います。		
11	産後健康診査の実施	健康推進課	重点
	産婦の健康の保持増進や異常の早期発見のため、産後2週間、産後1か月時に産後健康診査を実施します。		
12	産後ケア事業の実施	健康推進課	重点 新規
	出産後に心身の回復が十分でなく家族などからの支援を受けられない産婦に対し、休養できる場の提供や育児支援、保健指導などの産後ケア事業を実施します。		
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	健康推進課	
	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や各種相談などに対応するこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。		
14	養育支援訪問事業の実施	子育て支援課	重点 新規
	様々な原因で子どもの養育への支援が特に必要な家庭に対して、指導・助言や家事や育児などの援助を行う養育支援訪問事業を実施します。		
15	赤ちゃん教室の開催	健康推進課	
	生後2か月から11か月までの乳児とその保護者を対象に、子どもの発育状況の確認や保護者間の交流を促進する赤ちゃん教室を開催します。		

施策内容2 乳幼児期の子育て支援サービスの提供

乳幼児期の子どもをもつ子育て家庭が安心して暮らせるよう、幅広い子育て支援情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者間の交流や仲間づくりによる子育ての不安感の軽減や親子のふれあいの促進など、乳幼児期の子育て支援サービスを提供します。

16	利用者支援事業の実施	子育て支援課	保育・教育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の目的やニーズを把握し、相談や情報提供などを行う利用者支援事業を実施します。
17	子育て便利帳等の配布	子育て支援課	子育て支援に関する情報を幅広く提供するため、様々な媒体を活用した各種事業などの案内や子育て便利帳を配布します。
18	子育て支援センターの運営	子育て支援課	子育ての不安感を緩和するため、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流の促進や子育てに関する相談に対応する子育て支援センターを運営します。
19	乳幼児家庭教育講座・講演会等の開催	子育て支援課	家庭での親子のふれあいを通じて子どもの健やかな育ちを促進するため、乳幼児期の子どもを持つ親としての心構えや子育てに関する知識、技術などを学ぶ講座や講演会を開催します。
20	つどいの広場の運営	子育て支援課	子どもたちに地域の身近で安全な居場所や健全な遊びを提供し、保護者等が気軽につどい、情報交換や仲間づくりができる場の充実を図るため、つどいの広場を運営します。
21	ブックスタート事業の実施	子育て支援課、健康推進課	乳幼児期からの情操教育や親子のふれあいを促進するため、4か月児・1歳6か月児を対象に、絵本の読み聞かせ会の開催や絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施します。
22	図書館の管理・運営	生涯学習課	乳幼児期から本や読み聞かせを通じた親子のふれあいを促進し、多様な個性や能力を伸ばす契機となるよう図書館を管理・運営します。

施策内容3 発育に関する相談支援の充実

子どもの発育や障がいによる不安や心配を抱える保護者等の負担を軽減するために、成長段階に応じた適切な支援が受けられるよう身近な園や学校での相談窓口の開設や専門職による対応など相談支援の充実を図るとともに、関係機関と連携した取組みをすすめます。

23	基幹相談支援センターの設置	福祉課	重点 新規
障がいのある子どもなどの多様なニーズに対し、安心して地域生活がおくれるよう、地域の相談支援の拠点として、必要な支援の情報提供や総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを設置します。			
24	子ども発達支援センターの運営	子育て支援課	
子育てや子どもの成長などに不安を抱える家庭が途切れのない支援を受けられるよう、子どもが自立するまで継続的・包括的に支援する子ども発達支援センターを運営します。			
25	サポートブックの利活用の促進	子育て支援課	
子どもの成長を記録することで子どもの成長を正しく理解し、就園や就学後において支援者が代わっても適切な支援が受けられるようサポートブックの利活用を促進します。			
26	公認心理師等による心理的ケアの実施	福祉課、子育て支援課	重点 拡充
子育てや子どもの成長などに不安や悩みを抱える家庭などに対し、精神的な負担の軽減を図り、より良い支援につなげるための公認心理師等による心理的ケアを実施します。			
27	特別支援教育に関する就学前学習会の開催	子育て支援課	
就学を控えた障がいのある子どもなどの保護者を対象に、特別支援教育の内容を知る機会を提供し、子どもの就学に向けての支援となるよう就学前学習会を開催します。			
28	特別支援コーディネーターの配置	子育て支援課、学校教育課	
特別な支援が必要な子どもが、保育園や幼稚園または小学校において充実した支援が受けられるよう、特別支援に関する助言や指導、保護者からの相談対応などを行う特別支援コーディネーターを配置します。			
29	異校種間交流等による連携の推進	子育て支援課、学校教育課	
すべての子どもが円滑に義務教育へ移行できるよう、幼保小連携協議会を中心とした幼稚園、保育園、小学校の連携した取組みをすすめるとともに、中学校や高等学校、特別支援学校など異校種間交流による連携の推進を図ります。			

基本施策2 保健・医療体制の充実

乳幼児の保護者が抱える子どもの病気や発育、発達に関する不安や悩みを軽減できるよう、また子どもが健康に成長できるよう、子どもへの健康診査、予防接種などの健康管理・予防対策を充実するとともに、いつでも安心して医療が受けられるよう、救急医療体制の充実や不足する医師の確保に努めるなど、地域の医療体制の確保を図ります。

施策内容1 健康づくりの推進

子どもの健康を保持し、健やかな成長を支えるために、定期的な健康診査や健康相談、予防接種などを実施し、健康管理や予防対策の充実を図るとともに、食育を推進するなど、子どもたちの健康づくりを推進します。

30	健康診査の実施	健康推進課	4か月児、1歳6か月児、3歳児や中学3年生を対象に、子どもの健康や発育状態の確認、疾病の早期発見などを目的とし、健康診査を実施します。
31	健康診断（保育園・幼稚園・小中学校）の実施	子育て支援課、教育総務課、学校教育課	子どもの健康の保持増進や意識の醸成を図るため、保育園、幼稚園、小中学校において健康診断を実施します。
32	新生児聴覚検査に対する助成	健康推進課	子どもの聴覚に関する異常等の早期発見、早期対応を目的とし、新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用を助成します。
33	健康相談の実施	健康推進課	7か月児、10か月児、2歳児の健康相談のほか、発育や発達、情緒の芽生えなど子どもの状況に応じた指導や助言を行うため、健康相談を実施します。
34	かかりつけ医づくりの促進	医療課	子どもの健康管理や疾病などに関して、早期に相談することで重症化予防につながるよう「かかりつけ医づくり」を促進します。
35	健康教育事業の実施	健康推進課	心身ともに健全な子どもに育つよう、子どもの生活実態から保護者が問題などに気付き、主体的な育児ができる力をつけられるよう健康教育事業を実施します。
36	食育情報の発信	子育て支援課、健康推進課、教育総務課、学校教育課	食事の楽しさや大切さを伝えるとともに、生きるための基本的な知識である正しい食事習慣について学び、子どもたちの健康づくりを支援するため、食育情報を発信します。
37	小児インフルエンザ予防接種に対する助成	健康推進課	季節性インフルエンザの発症を予防するため、任意予防接種（小児インフルエンザ）の受診費用に対し助成します。
38	定期予防接種の実施	健康推進課	感染症を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種（四種混合、二種混合、麻しん・風しん、B型肝炎、BCG、日本脳炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘、ロタウイルス、ヒトパピローマウイルス感染症など）を実施します。

重点
拡充

施策内容2 医療体制の確保

子どもが病気やケガをしても、住み慣れた地域で必要な医療を安心して受けられるよう、救急医療体制の充実や不足する医師の確保に努めるなど医療機関との連携を図り、地域の医療体制を確保します。

39	休日診療所の運営	医療課	
休日における一次救急医療体制を確保するため、休日診療所を運営します。			
40	在宅当番医制・病院群輪番制病院の運営に対する助成	医療課	
休日や夜間における二次救急医療体制を確保するため、在宅当番医制・病院群輪番制病院の運営に対し助成します。			
41	救命救急センターの運営に対する助成	医療課	
24時間体制で地域の三次救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営に対し助成します。			
42	24時間電話医療相談の実施	医療課	
育児、病気や怪我、こころの健康などの相談に対応するため、医師や看護師など専門のスタッフによる24時間電話医療相談を実施します。			
43	直営診療所の運営	医療課	重点 新規
市民が身近な場所で安心して医療を受けられる環境の整備を図るため、新たに南高山地域におけるセンター機能診療所の設置や民間の医療機関が診療を行わない支所地域において直営診療所を運営します。			
44	医師確保に対する助成	医療課	
市民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制を整備するため、市内中核病院の非常勤医師の確保に対し助成します。			
45	医療機器の整備に対する助成	医療課	
市民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制を整備するため、市内中核病院の医療機器の整備に対し助成します。			
46	専攻医等の受入れ	医療課	重点 新規
将来の医師確保や医療体制の充実を図るため、国保診療所において総合診療専門医等の研修を受入れます。			

47	中核病院の専攻医等の受入れに対する助成	医療課	重点 新規
<p>将来の医師確保や医療体制の充実を目的とし、中核病院における総合診療専門医等の研修受入れに対し助成します。</p>			
48	周産期医療研修会の開催	救急課	
<p>妊婦等の緊急時の医療提携体制の強化のため、行政機関や医療機関などが連携して情報共有を図るなど、周産期医療研修会を開催します。</p>			

基本施策3 保育環境等の充実

子どもが安心して安全な幼児教育・保育が受けられるよう、施設の老朽化や多様なニーズに対応するための保育施設等の整備、保育園のICT（情報通信技術）化による管理業務の効率化など保育施設等の管理・運営をすすめるとともに、保育士不足を解消するために、新たな保育士の確保や労働環境の改善に努め、保育体制を確保するなど保育環境等の充実を図ります。

施策内容1 保育施設等の管理・運営

子どもが安全な環境で幼児教育・保育が受けられるよう、施設の老朽化や多様なニーズに対応するための保育施設等の整備を行い、保育園におけるICT化による管理業務の効率化などをすすめます。

49	公立保育園の整備等（園舎整備、保育園のICT化の推進）	子育て支援課	重点 新規
<p>保育園舎の老朽化や多様な保育ニーズに対応し、保育環境の充実を図るため、計画的な公立保育園舎の整備や修繕のほか、ICT化を推進します。</p>			
50	私立保育園の園舎整備等に対する助成	子育て支援課	重点
<p>保育園舎の老朽化や多様な保育ニーズに対応し、保育環境の充実を図るため、計画的な私立保育園舎の整備等に対し助成します。</p>			
51	私立保育園の運営に対する助成	子育て支援課	
<p>保育園の運営基盤の強化や安定した保育環境の充実を図るため、私立保育園の運営に対し助成します。</p>			
52	私立幼稚園の運営に対する助成	教育総務課	
<p>幼稚園の運営基盤の強化や安定した幼児教育環境の充実を図るため、私立幼稚園の運営に対し助成します。</p>			
53	自園調理による給食の提供	子育て支援課	
<p>子どもの健やかな成長のため、子どもの発達に応じた栄養管理のもと、各園において調理した給食を提供します。</p>			

54	給食の食物アレルギー対策の実施	子育て支援課	
食を通して子どもの成長を支援し、安全な給食を提供するため、食物アレルギーがある子どもに対して医師の指導に基づき、一人ひとりの給食の食物アレルギー対策を実施します。			
55	給食の食物アレルギー対策に対する助成	子育て支援課	
食を通して子どもの成長を支援し、安全な給食を提供するため、私立園で実施する子ども一人ひとりの給食の食物アレルギー対策に対し助成します。			
56	認定こども園の普及	子育て支援課	
教育・保育サービスの水準の維持向上を図るため、関係団体等と協議を行いながら必要な情報を提供するなど、移行に向けた支援を行い認定こども園の普及に努めます。			
57	公立保育園の民間移譲の推進	子育て支援課	
高山市公共施設等総合管理計画に基づき、民間のノウハウを活用した保育環境の充実を図るため、公立保育園の民間移譲を推進します。			
58	保育園への円滑な入園調整	子育て支援課	
保育園への入園希望者に対し家庭状況などの丁寧な聞き取りと各保育園との連携・調整を行い、円滑な入園手続きを行います。			
59	保護者会との意見交換会の開催	子育て支援課	
保護者の意見やニーズを把握するとともに、それらを踏まえた保育園運営を行うため、保護者会などとの意見交換会を開催します。			
(29)	異校種間交流等による連携の推進	子育て支援課、学校教育課	再掲
(35)	健康教育事業の実施	健康推進課	再掲
(36)	食育情報の発信	子育て支援課、健康推進課、 教育総務課、学校教育課	再掲

施策内容2 保育体制の確保

多様化する保育ニーズに対応し、子どもたちが幼児教育・保育を受けられる体制を確保するよう、保育士の処遇改善や保育士業務のPRやプロモーション活動など、保育士の確保に向けた取組みを推進します。

60	保育士確保プロモーションの実施	子育て支援課	重点
<p>多様化する保育ニーズに対応し保育環境の充実を図るため、公立・私立保育園が連携し、保育士の職業紹介やPRなどの保育士確保プロモーションを実施します。</p>			
61	保育士の処遇改善の実施	子育て支援課	重点
<p>保育士の処遇改善やキャリア支援を行い、保育士の労働環境の改善を図るため、保育士の処遇改善を実施します。</p>			
62	保育補助者の配置に対する助成	子育て支援課	
<p>保育士の労働環境の改善を図るため、保育士資格を持たない保育補助者の配置に対し助成します。</p>			

基本施策4 保育サービスの充実

保護者等の就労形態に応じた多様化する保育ニーズに対応するため、社会の動向や保護者等の意見などを踏まえ、保育サービスの充実を図り、仕事をしながら安心して子育てができる環境づくりをすすめます。

施策内容1 多様な保育サービスの提供

保護者が就労・病気等により、家庭における保育が困難な場合などに対し、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスを提供します。

63	夜間保育の実施	子育て支援課	
<p>就労などにより夜間に家庭での保育ができない場合など、勤労者の多様な働き方を支援し、市内事業所の労働力確保を促進するため、夜間保育を実施します。</p>			
64	延長保育の実施	子育て支援課	
<p>保護者の就労等により、保育時間の延長が必要と認められる在園の子どもの保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、保育時間を延長して一時的に保育する延長保育を実施します。</p>			
65	一時保育の実施	子育て支援課	
<p>保護者の一時的な就労や病気などにより、家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、子どもを一時的に保育する一時保育を実施します。</p>			
66	病児保育の実施	子育て支援課	
<p>保護者の就労等により、家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、病気の症状が回復期に達しておらず、当面の症状に急変が認められない場合において、専用の施設で一時的に保育する病児保育を実施します。</p>			

67	休日保育の実施	子育て支援課	重点 拡充
<p>保護者の就労や病気などにより、日曜・祝日に家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、日曜や祝日に子どもを一時的に保育する休日保育を実施します。</p>			
68	障がい児等保育の実施	子育て支援課	
<p>保護者の就労などにより、家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、支援を必要とする子どもを保育する障がい児等保育を実施します。</p>			
69	低年齢（3歳未満）児の受入れ体制の確保	子育て支援課	
<p>保護者の就労などにより、家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、低年齢の子どもを保育する受入れ体制を確保します。</p>			
70	子育て短期入所支援の実施	子育て支援課	
<p>保護者の就労や病気などにより、家庭で保育できない保護者の子育てと就労等を支援するため、子どもを一時的に養育する子育て短期入所支援を実施します。</p>			
(16)	利用者支援事業の実施	子育て支援課	再掲

基本目標

子どもが豊かに学び、

2

健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもたちが郷土に誇りを持ち、夢を持って地域社会で活躍できるよう、遊びを通じて社会性を養うための交流の場や居場所づくり、学校教育環境の充実を図り、豊かな心や確かな学力を養い、健やかに成長できるまちづくりを推進します。

基本施策1 遊び場・居場所の充実

親子のふれあいや子育て家庭の交流、地域とのつながりを深めることができるよう、放課後児童等の居場所や子どもの遊び場づくりなど、子どもの成長段階に応じた遊び場や居場所の充実を図ります。

施策内容1 放課後児童等の居場所づくり

子どもたちが伸び伸びと遊ぶ機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を促進するため、放課後児童クラブや児童館の運営、児童遊園などの管理を通じて、放課後児童等が安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

71	放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課	重点
保護者が就労等により下校時に家庭にいない子どもに対し、安全な居場所や健全な遊びを提供する放課後児童クラブを開設し、子どもの健全育成を図るとともに、研修を受講した放課後児童支援員に対する処遇改善を行い、支援員の資質の向上を図ります。			
72	児童館の管理・運営	子育て支援課	重点
子どもに安全な居場所や健全な遊びを提供し健全育成を図るとともに、保護者等の子育てに関する情報収集や仲間づくりを促進する交流の場を提供するため、児童館を管理・運営します。			
73	児童遊園の管理	子育て支援課	
子どもが安心して伸び伸びと自由に遊べる場所を提供し、健全育成を図るため、児童遊園を管理します。			
74	園庭の開放	子育て支援課	
子どもが安心して伸び伸びと自由に遊べる場所を提供し、健全育成を図るため、保育時間外における保育園や児童館の園庭を開放します。			
75	都市公園・地区公園の管理	都市計画課	
子どもが安心して伸び伸びと自由に遊べる場所を提供し、幅広い年代との交流を通じて健全育成を図るため、都市公園・地区公園を管理します。			

(18)	子育て支援センターの運営	子育て支援課	再掲
(20)	つどいの広場の運営	子育て支援課	再掲

施策内容2 子どもの遊び場の充実

子どもの遊び場を通して、親子のふれあいや子育て家庭の交流を促進するとともに、空き店舗などを活用した遊び場の整備や町内会などが設置する児童遊園地の遊具整備に対し助成し、地域での子どもの遊び場の充実を図ります。

76	空き店舗等を活用した子どもの遊び場整備	子育て支援課	重点 新規
子どもの遊び場や居場所の充実を図るため、空き店舗等を活用した地域の子どもの遊び場の整備に対する支援を行います。			
77	町内会等が設置する児童遊園地の遊具整備等に対する助成	子育て支援課	重点 新規
地域の子どもの遊び場や居場所の充実を図るため、町内会等が設置する児童遊園地の遊具の整備費等に対し助成します。			
78	スポーツ施設の整備	スポーツ推進課	重点 新規
誰もが快適にスポーツが楽しめるよう、多様化するニーズに対応するとともに、子どもがスポーツにふれあえる機会を提供するため、スポーツ施設を整備します。			
79	外出支援マップの作成	子育て支援課	
子育て家庭が外出する際の便利な情報などを掲載し、親子のお出かけの促進と地域資源の有効活用を図るため、外出支援マップを作成します。			
(18)	子育て支援センターの運営	子育て支援課	再掲
(20)	つどいの広場の運営	子育て支援課	再掲
(72)	児童館の管理・運営	子育て支援課	再掲
(73)	児童遊園の管理	子育て支援課	再掲
(74)	園庭の開放	子育て支援課	再掲

基本施策2 教育環境の充実

子どもたちが地域への誇りと愛着、社会を生き抜く力や基礎学力、体力、意欲的に学び行動する力などを養えるよう、学校と家庭、そして地域が子どもを取り巻く環境や課題を共有し、協働しながら様々な学習機会や交流、各種体験などを提供し、教育環境の充実を図ります。

施策内容1 育成支援の充実

子どもたちの豊かな心、社会を生き抜く力や基礎学力など養えるよう、職場体験学習の実施や研修機会の提供、情報活用能力の育成など教育の質の向上を図り、育成教育の充実を行います。

80

学校運営協議会の設置・運営

学校教育課

重点
新規

地域や家庭などが学校運営に参画し、社会全体による地域づくりや学校運営の推進を図るため、市内小・中学校を単位とした学校運営協議会を設置・運営します。

81

総合教育会議による議論、施策等の検証

企画課

教育大綱に基づく各種取組みの推進を図るため、市長や教育長及び教育委員で構成する総合教育会議を開催し、教育政策についての議論や施策の検証などを行います。

82

小中学校家庭教育講座・講演会等の開催

生涯学習課、学校教育課

家庭での親子のふれあいを通じて子どもの健やかな育ちを促進するため、小中学校や地域などが連携し、家庭教育の大切さなどを学ぶ講座や講演会等を開催します。

83

地域の特色ある講師等による郷土教育・学習活動の実施

学校教育課

主体的で深い学びを推進する機会を提供し、子どもが自らの課題を解決する力を養うため、地域の特色を活かした講師等による教育活動や郷土教育・学習活動を実施します。

84

職場体験学習の実施

商工課、学校教育課

重点
拡充

子どもの個性や能力・創造性を伸ばし、社会の中で自立し自分らしい生き方ができる力を養えるよう、職場体験学習を実施します。

85

E S T未来塾の開催

学校教育課

子どもの個性や能力・創造性を伸ばすことを目的とした講座の開催など、キャリア教育を推進するため、E S T未来塾を開催します。

86	高校生等の地元就労の支援	商工課	
<p>地域産業を支える担い手の確保や地域力向上を図るため、市内事業所に就職する若者へのキャリアアップ支援制度の創設など、就職先として市内事業所が選択される仕組みづくりをすすめるとともに、高校生等の地元就労を支援します。</p>			
87	情報モラル意識の醸成	生涯学習課、学校教育課	
<p>携帯電話などの利用方法や有害サイトへのアクセスの危険性などについて、インターネット通信機器の利用実態や危険性などを学ぶ機会を提供し、情報モラル意識の醸成を図ります。</p>			
88	SNSの危険性啓発パンフレットの配付	学校教育課	
<p>携帯電話などの利用方法や有害サイトへのアクセスの危険性などについて、正しい知識の普及・啓発を図るため、ソーシャルネットワーキング・サービス（SNS）などの危険性啓発パンフレットを配付します。</p>			
89	ICTを活用した教育の推進	学校教育課	重点 新規
<p>情報活用能力を高めながら確かな学力を身につけるため、電子黒板やタブレット端末など情報通信機器を導入し、ICTを活用した教育を推進します。</p>			
90	段階的な思春期教育の推進	学校教育課	
<p>子育てや性教育など命の大切さや飲酒・喫煙・薬物に対する危険性について正しい知識の普及を図るため、段階的な思春期教育を推進します。</p>			
(35)	健康教育事業の実施	健康推進課	再掲

施策内容2 郷土教育の推進

学校・家庭・地域が子どもを取り巻く現状や課題を共有し、学校運営や地域活動に活かすコミュニティスクールを促進するとともに、地域の特色を生かした教育活動や多世代交流を推進し、子どもたちの地域への誇りと愛着の醸成や郷土教育を推進します。

91	若者等活動事務所の管理・運営	企画課	重点 新規
<p>次代を担う若者がまちなかに集い、様々な活動を通じて、飛騨高山への誇りと愛着を育むとともに、歴史ある町並景観の保全を図ることにより、地域全体の活性化や持続可能なまちづくりにつなげるため、若者等活動事務所を管理・運営します。</p>			
92	まちづくり協議会活動に対する助成	協働推進課	
<p>地域課題の解決を図り、安全・安心で持続可能な地域社会を構築するため、まちづくり協議会が主体的に実施する地域の維持・改善、振興に向けた活動に対し助成します。</p>			
93	青少年健全育成団体活動に対する助成	生涯学習課	
<p>子どもが心身ともに豊かでたくましく成長できるよう、青少年健全育成団体の活動に対し助成します。</p>			

94	保育園行事を通じた地域交流の実施	子育て支援課	
子どもが地域の幅広い年代との交流を通じて社会性を養い、豊かな心が育まれるよう、保育園行事を通じた地域交流を実施します。			
95	ふれあい会館の管理・運営	子育て支援課、高年介護課	
子どもに安全な居場所や健全な遊びを提供し、地域の幅広い世代との交流を通じて社会性を養い、豊かな心が育まれるよう、ふれあい会館を管理・運営します。			
96	中心市街地活性化事業に対する助成	商工課	
子どもが地域への誇りと愛着意識の醸成を図るとともに、まちなかのにぎわいを創出するため、多世代交流や多世代同居など中心市街地活性化事業に対し助成します。			
(80)	学校運営協議会の設置・運営	学校教育課	再掲
(83)	地域の特色ある講師等による郷土教育・学習活動の実施	学校教育課	再掲

施策内容3 様々な学習機会の提供

子どもたちが様々な活動を通じて、意欲的に学び行動する力を養い、豊かな心や健やかな体を育み、将来に夢が持てるよう、スポーツや文化芸術活動、職場体験や多世代との交流など、様々な学習機会を提供します。

97	子ども夢創造事業（科学）の実施	生涯学習課	重点
子どもが科学に触れる体験を通じて夢や創造力を伸ばし、豊かな心を育む機会の充実を図るため、子ども夢創造事業（科学）を実施します。			
98	子ども夢創造事業（文化芸術）の実施	生涯学習課	重点
子どもが文化芸術の体験講座を通じて夢や創造力を伸ばし、豊かな感性を育む機会の充実を図るため、子ども夢創造事業（文化芸術）を実施します。			
99	子ども夢創造事業（スポーツ）の実施	スポーツ推進課	重点
子どもがスポーツ活動を通じて夢や創造力を伸ばし、豊かな心や健やかな体、人を思いやる気持ちを育む機会の充実を図るため、子ども夢創造事業（スポーツ）を実施します。			
100	子ども夢創造事業（しごと体験）の実施	商工課	重点 新規
子どもがしごとの体験学習を通じて夢や創造力を伸ばし、社会の中で自立し自分らしい生き方のできる力を養える機会の充実を図るため、子ども夢創造事業（しごと体験）を実施します。			

101	小学生を対象とした芸術鑑賞事業の実施	生涯学習課	芸術への感受性が最も高まる時期とされる小学校高学年を対象として、舞台芸術鑑賞や飛騨春慶弦楽器を用いた音楽鑑賞など優れた文化芸術にふれる機会を提供するため、芸術鑑賞事業を実施します。
102	飛騨高山文化芸術祭の開催	生涯学習課	子どもの文化芸術への関心や理解を深めるとともに、世代間交流を促進し社会性を育むため、飛騨高山文化芸術祭「こだま〜れ」を開催します。
103	子ども美術展への出展	学校教育課	文化芸術に触れる機会や作品展など発表の場を提供し、子どもたちの活動意欲の創出や創造性の向上を図るため、子ども美術展へ出展します。
104	スポーツ教室・大会の開催	スポーツ推進課	スポーツを通じて仲間づくりや地域間の交流を深め社会性を養うとともに、競技意欲の向上につなげるため、スポーツ教室やスポーツ大会を開催します。
105	スポーツ少年団活動に対する助成	スポーツ推進課	スポーツを通じて仲間づくりや地域間の交流を深め、社会性を養い、健やかに成長できるよう、スポーツ少年団活動に対し助成します。
106	スポーツ施設の管理・運営	スポーツ推進課	子どもがいつでもスポーツとふれあえる環境を提供し、安全で快適にスポーツができるよう、スポーツ施設を管理・運営します。
107	生物多様性等自然環境学習の開催	環境政策推進課	乗鞍山麓五色ヶ原の森や国立公園、県立自然公園を活用し、生物多様性や自然保護など郷土の自然を学ぶ機会の充実を図るため、生物多様性等自然環境学習を開催します。
108	カワゲラウォッチングの開催	生活環境課	夏休み中の小学生を対象に、河川にすむ水生生物の調査や水質判定調査などの体験を通じて、身近な河川に親しみ、自然環境について考えるきっかけとなるよう、カワゲラウォッチングを開催します。
109	農業体験学習の開催	農務課	子どもが農業を通じて夢や想像力を伸ばし、社会の中で自立し自分らしい生き方ができる力を養えるよう、農業体験学習を開催します。
110	こどもまちづくりコンクールへの参加促進	都市計画課	子どもたちが主体的に学び、考え、創造し、未来に夢を持つとともに、地元への愛着意識の醸成を図るため、こどもまちづくりコンクールへの参加を促進します。

111	みどりと親しむ日市民ハイキングの開催	都市計画課	
	自然とふれあう機会を創出し、まちなかの緑化推進や緑化意識の高揚、自然や環境保全の意識の醸成を図るため、みどりと親しむ日市民ハイキングを開催します。		
112	自然を活用したセカンドスクールの実施	学校教育課	
	自然や環境保全の大切さを学び、豊かな心が育まれるよう、国立乗鞍青少年交流の家での自然を活用したセカンドスクールを実施します。		
113	友好都市子ども交流事業の実施	生涯学習課	
	様々な体験や交流を通じて、幅広い知識の習得と社会性を育むため、友好都市子ども交流事業を実施します。		
114	市民海外派遣の実施	海外戦略課	
	現地学生との交流や文化体験などを通じて、幅広い知識の習得と国際理解の促進を図るとともに、国際社会で活躍する人材を育成するため、姉妹友好都市などへの市民海外派遣を実施します。		
115	海外姉妹都市交流デーパー高校生派遣の実施	海外戦略課	
	現地学生との交流や文化体験などを通じて、幅広い知識の習得と国際理解の促進を図るとともに、国際社会で活躍する人材の育成と姉妹都市との友好交流をすすめるため、海外姉妹都市交流デーパー高校生派遣を実施します。		
116	大学等との連携の推進	企画課	重点
	(一財) 飛騨高山大学連携センターを核とし、大学活動の誘致、大学の知見を活用した地域課題の調査研究を進めるほか、産学金官との連携や市内の小中学校、高等学校や大学との連携の推進を図ります。		
117	子ども読書活動の推進と図書充実	生涯学習課	
	市民ニーズに応じた図書購入や配本、レファレンスサービス、読書通帳の提供などを行い図書館の利活用を促進するとともに、子どもが本と身近にふれあえるよう、子ども読書活動を推進します。		
118	美しい森林づくりフォーラムの開催	林務課	
	「木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことを共通認識とし、身近にある地域の森林や樹木、自然などを次の世代に継承するため、木育の推進を図るとともに、美しい森林づくりフォーラムを開催します。		
119	木のおもちゃ、木製品等の活用	子育て支援課、環境政策推進課、林務課	
	木に親しむことのできる環境を提供するとともに、木とふれあい、親しみ、愛着を持ち、自然を大切にす意識の醸成を図るため、県産材の木のおもちゃや木製品等を活用します。		
(35)	健康教育事業の実施	健康推進課	再掲
(36)	食育情報の発信	健康推進課、子育て支援課、教育総務課、学校教育課	再掲

(83)	地域の特色ある講師等による郷土教育・学習活動の実施	学校教育課	再掲
------	---------------------------	-------	----

施策内容4 学校施設の管理・運営

児童生徒が安心して教育が受けられる環境を整えるため、施設の老朽化などに伴う学校施設等の整備を行うとともに、食物アレルギー対策も踏まえた安全な学校給食を提供するなど、学校施設の適正な管理・運営を行います。

120	小中学校の整備	教育総務課	
-----	---------	-------	--

子どもが安心して教育が受けられる豊かな学びの環境を整備するため、計画的に小中学校を整備します。

121	学校給食の提供	教育総務課	
-----	---------	-------	--

成長期の健康な身体づくりや望ましい食習慣を身に付けるため、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

(29)	異校種間交流等による連携の推進	子育て支援課、学校教育課	重点 再掲
------	-----------------	--------------	-----------------

(54)	給食の食物アレルギー対策の実施	教育総務課	再掲
------	-----------------	-------	----

基本目標

みんなで子育て世代を支え合う、

3

愛情につつまれたまちづくり

子どもは地域の財産であり、保護者や地域住民、事業所や行政などが協働し、子どもの権利の保障をはじめ、子育ての不安等の軽減、就労等との両立など、地域社会全体が支援し、多くの愛情に包まれ、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

基本施策1 子どもの権利の擁護

いじめや児童虐待などから子どもを守り、多様な性に対する理解の普及など子どもを健全に育てられる社会となるよう、地域・学校・事業者・行政などの関係機関が連携を図りながら、子どもの権利の擁護に向けた取組みを推進します。

施策内容1 権利の保障

いじめや児童虐待の防止、多様な性への理解、外国籍の子どもなどへの支援など行政による相談体制の充実や子どもの身近にある学校等での相談窓口の開設・周知などを図るとともに、地域全体で子どもの権利を守る意識を醸成します。

122

要保護児童対策地域協議会の運営

子育て支援課、健康推進課、
学校教育課

重点
拡充

虐待を受けた子どもや障がいのある子どもに対して、関係機関との情報共有や連携した支援をすすめるため、要保護児童対策地域協議会を運営します。

123

児童虐待への対応と関係機関との連携

子育て支援課

児童虐待の早期発見と対応を行うため、子ども相談センターや警察、学校など関係機関との連携をすすめます。

124

児童虐待防止講演会の開催

子育て支援課

地域住民や関係機関等に対して児童虐待防止の意識の醸成と虐待の発生予防や早期対応に資するため、児童虐待防止に関する講演会を開催します。

125

経済的な理由により就学が困難な児童に対する支援

学校教育課

小中学校の就学に必要な学用品等の支払いが困難な家庭に対して、保護者への学用品費等の支援を行い、経済的な理由により就学が困難な児童を支援します。

126

「深めよう絆」横断幕等の掲示

学校教育課、生涯学習課

学校・家庭・地域が一体となったいじめのない明るい都市づくり、子どもが夢を持ち安心して学び遊ぶことができる環境づくりを推進していくために、「深めよう絆」横断幕を掲示するなど啓発に努めます。

127	いじめ SOS ダイアルの開設	学校教育課	
	児童・生徒の安心・安全を守るために、いじめを受けた場合やいじめを発見した場合など、早期発見、解決につなげるために、電話による相談窓口であるいじめ SOS ダイアルを開設します。		
128	よりよい学校生活と友づくりのためのアンケート（hyper-QU）の実施	学校教育課	
	心理検査をもとに分析結果を行い、あたたかな人間関係づくりを促し、学級経営を支援するために、よりよい学校生活と友づくりのためのアンケート（hyper-QU）を実施します。		
129	いじめ防止アドバイザーの派遣	学校教育課	重点 新規
	いじめ問題を重大事態に発展させないよう、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を行い、児童・生徒の安心・安全を守るため、いじめ防止アドバイザーを派遣します。		
130	児童生徒等の重大事態調査委員会の設置・運営	企画課	重点
	学校等における児童・生徒の生命や心身に關わるような重大事態が発生した際、事実関係を明確にして対処するとともに、同様の事態が起こらないよう発生防止を図っていくために、児童生徒等の重大事態調査委員会を設置し、運営します。		
131	里親制度（ボランティア里親）の啓発	子育て支援課	
	実の親と家庭で生活することができない子どもたちが、家庭と同様の養育環境で生活できるよう里親制度（ボランティア里親）の啓発を行います。		
132	子どもにやさしいまちづくりワークショップ等の開催	子育て支援課	
	子どもや子育て環境などの現状を把握し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、子どもや子育て支援団体など地域と連携したワークショップや意見交換会などを開催します。		
133	子どもの人権SOSミニレター配付による相談体制の確保	生涯学習課、学校教育課	
	子どもをめぐる様々な人権問題の解決にあたるため、法務省が配付する「子どもの人権SOSミニレター」を通じて、誰にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、関係機関と連携した相談体制を確保します。		
134	多様な性への理解や外国籍の子どもなどへの支援	生涯学習課、海外戦略課、学校教育課	重点 新規
	性的少数者や在住外国人などが日常生活で直面する様々な困難が解消され、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、多様な性への理解や外国籍の子どもなどへの支援を行います。		
135	人権擁護の啓発及び講演会の開催	生涯学習課	
	市民一人ひとりが人間としての尊厳が守られ、社会活動に参加する機会を有し、様々なふれあいや交流の中で心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、人権擁護の啓発や人権問題について講演会を開催します。		
(110)	こどもまちづくりコンクールへの参加促進	都市計画課	再掲

基本施策2 子育ての不安や負担の軽減

子どもの成長段階ごとの負担や子どもの発育の悩み、家庭の問題、子どもの貧困など子育てにかかる様々な不安や負担に対し、安心して子育てができるよう、相談体制の充実による精神的な負担の軽減や各種助成などによる経済的負担の軽減を図ります。

施策内容1 安心して暮らせる子育て支援体制の充実

子どもの障がいや家庭環境などに関わらず、子どもが安心して暮らせるよう、関係機関における相談体制や地域の療育体制の充実、ひとり親家庭への自立に向けた支援など、保護者の精神的な負担の軽減を図ります。

136	子どもの学びの場の提供	子育て支援課	学びの意欲のある子どもたちが、家庭環境や経済的理由によって進学をあきらめず、安心して学ぶことができるよう、地域や学校と連携しながら学びの場を提供します。
137	相談窓口を記載した「スマイル！タカヤマカード」の配付	子育て支援課、生涯学習課、学校教育課	様々な悩みや課題を抱えた子どもが、一人で悩まずにいつでも相談することができるよう、市内すべての小中学生に相談窓口を記載した「スマイル！タカヤマカード」を配付します。
138	教育研究所であい塾の運営	学校教育課	様々な原因で学校に通えなくなった悩みを抱く子どもたちに対し、居場所を確保し、学習や生活を支援していくために、教育研究所であい塾を運営します。
139	スクールカウンセラーによる相談支援の実施	学校教育課	小中学校の子どもたちの心身のケアを目的に、臨床心理士や精神科医などのスクールカウンセラーによる相談を実施します。
140	専門講師による相談支援の実施	学校教育課	小中学校の子どもたちや保護者の心身のケアを行うとともに、学校での対応についての助言を行うなど、専門講師による相談支援を実施します。
141	福祉サービス総合相談支援センターの運営	福祉課、高年介護課、子育て支援課	生活上の心配ごとなどの相談に対応し、必要とされる支援が受けられるよう専門機関と連携、調整し、市民の不安解消と負担軽減を図るため、福祉サービス総合相談支援センターを運営します。
142	支援を必要とする子どもへの個別の支援計画等の作成	学校教育課、子育て支援課	すべての子どもが集団生活の中でも困難さを感じることなく園や学校で過ごせるよう、専門機関と連携し、支援を必要とする子どもへの個別の支援計画等を作成します。

143	支援を必要とする子どもへの特別支援員の配置	学校教育課
<p>支援を必要とする子どもが、一人ひとりが持つ良さや可能性が十分発揮できるよう個々の内面に寄り添いながら支援していくために、特別支援員を配置します。</p>		
144	専門職による保育士や教員への指導・助言	子育て支援課
<p>支援を必要とする子どもに対し、園や学校で適切な療育支援を行うことができるよう、専門職による保育士や教員への指導・助言を行います。</p>		
145	専門医による療育相談の実施	健康推進課
<p>専門的な所見から、その子が持つ特性を早期に知り、適切な療育を行うことで、子どもの能力を最大限に伸ばせるよう、専門医による療育相談を実施します。</p>		
146	CLM（チェック・リスト・in三重）と個別指導計画の活用	子育て支援課
<p>支援を必要とする子どもが園生活などで困難さを感じることなく過ごせるよう、その子どもに応じた健やかな発達を支援するために、CLMと個別指導計画を活用した取組みをすすめます。</p>		
147	医療機関との情報共有・連携の効率化	子育て支援課
<p>発達に課題のある子どもや障がいのある子などに対し、円滑な受診と早期の支援につながるよう、医療機関との情報共有・連携の効率化を図ります。</p>		
148	訪問指導の実施	子育て支援課、健康推進課
<p>子どもの成長や子育てに不安を抱く家庭に対し、不安の軽減や子育て支援へつなげるために、保健師や家庭児童相談員などが家庭に直接訪問して、悩みや心配ごとに対応していきます。</p>		
149	障がい児等の体験学習の実施	子育て支援課
<p>障がいのある子どもなどを対象に、夏休みなどの長期休業中における居場所や体験活動を通じて社会性を養うことができるよう、障がい児等の体験学習を実施します。</p>		
150	ペアレント・トレーニングの実施	子育て支援課
<p>子育てへの困りごとを抱えた保護者に対して、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、困りごとを解消できるよう保護者を支援するペアレント・トレーニングを実施します。</p>		
151	発達検査の実施	子育て支援課
<p>発達が心配される子どもに対して、その特性を知ることで必要な支援や保護者としてのかかわり方などを助言し、子どもの健やかな成長につながるよう発達検査を実施します。</p>		
152	すきっぷ広場の開催	子育て支援課
<p>健診などで支援が必要とされた児童に対し、適切な遊びなどを通じた発達を促す療育活動や保護者への相談支援を行うため、すきっぷ広場を開催します。</p>		

153	発達支援に関する研修会の実施	子育て支援課	
	保育士や教員が、療育などの専門分野の知識や技能を習得し、園や学校などで適切な支援が行えるよう発達支援に関する研修会を実施します。		
154	ことばの相談会の開催	健康推進課	
	子どもの発語などについて心配を抱える保護者に対し、言語聴覚士による個別相談を行うことばの相談会を開催します。		
155	特別支援教育の推進	学校教育課	重点
	学びにくさ、生活のしづらさなどの困り感を抱えた児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた指導・援助を行い、自立を支援していくために特別支援教育を推進します。		
156	児童発達支援事業所の管理・運営	子育て支援課	
	支援が必要な就学前の児童に対し、日常生活における知識や技術の習得、集団生活に適應する訓練を行うため、児童発達事業所を管理・運営します		
157	療育担当者研修会の開催	子育て支援課	
	市内の児童発達支援事業所を対象に、子どもへのアセスメント能力や療育技術の質の向上を図るため、療育担当者研修会を開催します。		
158	保護者との意見交換会の開催	子育て支援課	
	市が運営する児童発達支援事業所の利用者から意見や要望などを聞き取り、サービスの向上につなげるため、保護者との意見交換会を開催します。		
159	母子生活支援施設の整備に対する助成	子育て支援課	重点 新規
	母子生活支援施設入所者の安心・安全な生活の確保と快適な暮らしを支援するため、運営法人が行う施設整備に対し助成します。		
160	母子生活支援施設措置費の給付	子育て支援課	
	母子生活支援施設の運営法人に対し、入所者の安定した生活の確保や自立に向けた生活を支援するため、母子生活支援施設措置費を給付します。		
161	母子・父子福祉センターの管理・運営	子育て支援課	
	母子・父子家庭などに対し、各種相談への対応や行事を通じた交流機会の提供など、生活の支援と福祉の増進を図るため、母子・父子福祉センターを管理・運営します。		
162	母子・父子自立支援員の配置	子育て支援課	
	母子・父子家庭などに対し、相談や指導、援助などを行い生活の支援と福祉の向上につなげるため、母子・父子自立支援員を配置します。		

(1)	母子健康包括支援センターの設置・運営	健康推進課	再掲
(2)	助産師による妊産婦相談の実施	健康推進課	再掲
(3)	妊産婦に対する支援プランの策定	健康推進課、子育て支援課	再掲
(11)	産後健康診査の実施	健康推進課	再掲
(12)	産後ケア事業の実施	健康推進課	再掲
(14)	養育支援訪問事業の実施	子育て支援課	再掲
(23)	基幹相談支援センターの設置	福祉課	再掲
(24)	子ども発達支援センターの運営	子育て支援課	再掲
(25)	サポートブックの利活用の促進	子育て支援課	再掲
(26)	公認心理師等による心理的ケアの実施	福祉課、子育て支援課	再掲
(27)	特別支援教育に関する就学前学習会の開催	子育て支援課	再掲
(28)	特別支援コーディネーターの配置	子育て支援課、学校教育課	再掲

施策内容2 経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化、医療費の助成や手当ての支給などを実施するとともに、関係機関との連携や各種支援の組合せなどによる包括的な子どもの貧困対策の推進を図ります。

163	補装具等の給付	福祉課	
	障がいのある子どもの身体等を補うために、必要な補装具等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、自立した生活を支援することを目的に補装具等を給付します。		
164	日常生活用具の給付	福祉課	
	障がいのある子どもに対して、自立した生活を支援することを目的として、日常生活用具を給付します。		
165	特別児童扶養手当等の給付	福祉課	
	障がいのある子どもや養育する保護者に対して、経済的負担を軽減するため、障がいの程度に応じ特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉手当などを給付します。		
166	重度障がい児の医療費に対する助成	福祉課	
	重度の障がい手帳を所持する子どもに対し、健康の保持の支援を行い、重度障がい児の医療費を助成します。		
167	障がい児通所施設等への交通費及び宿泊費に対する助成	福祉課	重点 拡充
	障がいのある子どもの療育通園施設等や遠方の病院等への通園・通院等に対し、移動などの経費及び保護者にかかる負担軽減を目的に、障がい児通所施設等への交通費及び宿泊費を助成します。		
168	障がい児通所支援給付費の給付	子育て支援課	
	障がい児通所支援事業所の安定したサービス提供体制を維持・確保するため、障がい児通所支援給付費を給付します。		
169	障がい児居宅支援給付費の給付	子育て支援課	
	短期入所や日中一時支援サービス事業所の安定したサービス提供体制を維持・確保するため、障がい児居宅支援給付費を給付します。		
170	医療的ケア児の自立した生活への支援	子育て支援課、学校教育課	
	医療行為が必要な児童・生徒が安心して日常生活をおくれるよう、在宅で必要な医療行為や通常学級で教育を受けるために必要な費用を負担し、自立した生活を支援します。		
171	障がい児福祉サービス利用費に対する助成	子育て支援課	
	障がいのある子どもが必要なサービスを受けられるよう、障がい児福祉サービス利用費に対し助成します。		
172	遺児激励金の給付	子育て支援課	
	病気や事故等により保護者等を亡くした遺児に対し、励ましとこれからの健やかな成長への支援の一助として、遺児激励金を給付します。		

173	ひとり親世帯の医療費に対する助成	福祉課	重点
	ひとり親世帯の子どもとその保護者に対し、健康の保持の支援を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的に、ひとり親世帯の医療費を助成します。		
174	児童扶養手当の給付	子育て支援課	
	ひとり親世帯の生活の安定と自立を援助し、児童の健全育成と福祉の増進を図るため、児童扶養手当を給付します。		
175	ひとり親世帯等に対する福祉資金の貸付	子育て支援課	
	子どもの就学や生活に資金が必要となったひとり親世帯などの経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、ひとり親世帯等に対する福祉資金の貸付を行います。		
176	ひとり親世帯の就業に向けた教育訓練費等に対する助成	子育て支援課	
	ひとり親世帯の安定した生活の確保と自立促進のため、看護師などの資格取得にかかる生活費支援や教育訓練講座の受講料などに対し助成します。		
177	ひとり親家庭等の日常生活支援	子育て支援課	重点 新規
	ひとり親家庭等の保護者が修学や病気などにより一時的に家事・育児等の日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣してひとり親家庭等の日常生活を支援します。		
178	母子生活支援施設入所者の身元保証人確保に向けた支援	子育て支援課	新規
	母子生活支援施設の長が母子生活支援施設に入所中又は退所した母子の就職やアパートの賃貸などに必要な身元保証人となった場合の損害保険料を負担するとともに、当該母子の身元保証人の確保を支援します。		
179	寡婦（夫）控除等のみなし適用の実施	子育て支援課	
	未婚のひとり親に対し、婚姻歴の有無に関係なく、税法上の寡婦と同等の負担で公的サービスが受けられるよう、寡婦（夫）控除等のみなし適用を実施します。		
180	子どもの医療費に対する助成	福祉課	
	子どもの健康の保持や子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的に、義務教育修了まで子どもの医療費を助成します。		
181	不妊治療費等に対する助成	健康推進課	
	不妊に悩む家庭に対し、医療保険が適用されない高額な不妊治療費等にかかる費用負担を軽減するとともに、安心して子どもが出産できるよう不妊治療費等を助成します。		
182	出産育児一時金の給付	市民課	
	医療保険の被保険者等に対し、出産費用の負担軽減を図り、安心して子どもが出産できるよう、出産育児一時金を給付します。		

183	妊婦健康診査の受診費に対する助成	健康推進課
	妊婦に対し、妊婦健康診査の受診費にかかる費用負担を軽減し、健康管理や健康増進が図れるよう、妊婦健康診査の受診費を助成します。	
184	産後健康診査の受診費に対する助成	健康推進課
	産婦に対し、産後健康診査の受診費にかかる費用負担を軽減し、健康管理や健康増進が図れるよう、産後健康診査の受診費を助成します。	
185	児童手当の給付	子育て支援課
	子育て世帯に対し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成を支援するため、児童手当を給付します。	
186	子育て支援金の給付	子育て支援課
	子どもを養育している保護者等に対し、経済的負担の軽減や子どもの健全育成を図るため、子育て支援金を給付します。	
187	育英資金の貸付	教育総務課
	教育を受ける意欲があり学業成績が優秀であって、経済的理由により学資の支弁が困難な大学生等に対し、育英資金の貸付を行います。	
188	養育医療費の給付	健康推進課
	養育のため病院や診療所に入院が必要な未熟児に対し、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、乳児の健康管理と健全な育成を支援するため、養育医療費を給付します。	
189	幼児教育・保育の無償化	子育て支援課、教育総務課
	質の高い幼児教育・保育の機会の充実と子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施します。また、認可外保育施設などについても関係機関や施設側との連携や制度周知を図り、適切な給付を行います。	
190	学校給食費に対する助成	教育総務課
	小中学校に通う子どもがいる家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、給食費の1/3、アレルギー対応や地産地消の推進にかかる費用など、学校給食費に対して助成します。	
191	保育園・幼稚園の副食費への支援	子育て支援課、教育総務課
	幼児教育・保育の無償化に伴い保護者負担の増加とならないよう、国の基準に該当しない第3子以降の保育園副食費について支援するとともに、同様の支援を幼稚園にも行います。	
192	高校生の通学費等に対する助成	教育総務課
	高等学校へ通学する子どもをもつ家庭の経済的負担を軽減するため、公共交通機関や原動機付自転車などを利用し飛騨地域の高等学校へ通学している高校生の通学費等に対し助成します。	

193	高校生の駐輪場定期利用費に対する助成	教育総務課	
<p>高等学校へ通学する子どもをもつ家庭の経済的負担を軽減するため、通学に自転車を利用し、市内の有料駐輪場を1ヵ月以上定期利用している高校生の駐輪場定期利用費に対し助成します。</p>			
(10)	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の受付	市民課	再掲
(125)	経済的な理由により就学が困難な児童に対する支援	学校教育課	再掲
(160)	母子生活支援施設措置費の給付	子育て支援課	再掲

基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きながら安心して子育てができるよう、市内事業所などの働き方改革や男女共同参画の推進、男性の育児参加や多世代による子育ての促進、多様な保育サービスの充実を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策内容1 子育てと就労等の両立支援

市内事業所などの働き方改革の推進や育児休業制度の普及啓発、事業所内託児施設の運営などを支援し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、安心して子どもが預けられるよう保育サービスの充実を図り、子育てと就労等の両立を支援します。

194	事業所等のワーク・ライフ・バランス研修への講師派遣	生涯学習課	
<p>市内の事業所等に対し、事業主や従業員のワーク・ライフ・バランスの理解や意識を深め、より働きやすい職場や社会をつくるため、事業所等が開催するワーク・ライフ・バランスに関する研修会等へ講師を派遣します。</p>			
195	ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の事例紹介	生涯学習課、商工課	
<p>企業のイメージアップや人材の確保、子育て家庭を支援する就労環境の整備を促進するため、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる事業所等をワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業として事例紹介します。</p>			
196	働き方改革の推進	商工課	重点
<p>市内の事業所等に対し、労働者が多様で柔軟な働き方を選択しワーク・ライフ・バランスが実践できるよう、セミナー等の開催などにより働き方改革を推進します。</p>			
197	様々な媒体を活用した育児休業制度の普及・啓発	生涯学習課、商工課	
<p>就労しながら子どもを養育する保護者に対し、安心して子育てができるまちづくりを推進し、仕事と生活の調和が図られるよう、様々な媒体を活用した育児休業制度の普及・啓発を行います。</p>			

198	メールマガジン（労政555）の配信	商工課	
	働き方改革に関する情報、各種助成制度やセミナー情報、仕事と家庭の両立支援に関する一般事業主行動計画の普及など働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供するため、メールマガジン「労政555」を配信します。		
199	院内保育所の運営に対する助成	医療課	
	市内の保育所を設置している病院に対し、院内で働く従業員の仕事と子育ての両立を支援するために、院内保育所の運営に対して助成します。		
200	事業所内託児施設の運営等に対する助成	商工課	
	市内の託児施設等を設置している事業所に対し、従業員が働きながら安心して子育てができる環境の維持・確保を図るために、事業所内託児施設の整備費及び運営費を助成します。		
201	勤労者生活安定資金の融資及び育児・介護休業中の利子補給	商工課	
	育児休業中で生活資金等の調達が一時的に困難な勤労者に対し、休業中であっても安心して育児ができ、生活の安定が図られることを目的に、勤労者生活安定資金の融資や育児休業中の利子を補給します。		
202	就職ガイダンスの開催	商工課	
	子育て世帯に対し、ニーズに応じた就業活動を支援し、働きながら安心して子育てができ、生活の安定が図られるよう、就職ガイダンスを開催します。		
203	無料職業紹介所・巡回相談所の開設	商工課	
	子育て世帯に対し、ニーズに応じた就業活動を支援し、働きながら安心して子育てができ、生活の安定が図られるよう、無料職業紹介所や巡回相談所を開設します。		
(63)	夜間保育の実施	子育て支援課	再掲
(64)	延長保育の実施	子育て支援課	再掲
(65)	一時保育の実施	子育て支援課	再掲
(66)	病児保育の実施	子育て支援課	再掲
(67)	休日保育の実施	子育て支援課	再掲
(68)	障がい児等保育の実施	子育て支援課	再掲

(69)	低年齢（3歳未満）児の受入れ体制の確保	子育て支援課	再掲
(70)	子育て短期入所支援の実施	子育て支援課	再掲
(71)	放課後児童健全育成事業等の実施	子育て支援課	再掲

施策内容2 育児参加の促進

男女が協力して子育てに取組み、女性が職場や地域など社会で活躍できるよう、男女共同参画や家庭教育に関する講座や講演会の開催など、性別役割分担意識の解消や子育て家庭の世代間の助け合いを推進するとともに、男性の育児参加を促進します。

204	高山市男女共同参画基本計画の推進	生涯学習課	
	男女が社会の対等な構成員として、育児や家事を含めあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担うべき社会であると認識し、家族を構成する個人が互いを尊重し協力し合うため、男女共同参画講座や講演会を開催します。		
205	子育て世帯の多世代同居に対する助成	子育て支援課	
	子育てへの世代間の協力や家族の助け合いを促進するため、子育て世帯の多世代同居のための住宅の取得・改修などに要する費用に対し助成します。		
206	家庭の日の啓発	生涯学習課	
	家庭は子どもの人格が形成される基盤であり、心豊かで明るい家庭づくりを推進するとともに、家庭を大切にしている意識の醸成を図るために、毎月第3日曜日の「家庭の日」を啓発します。		
207	家族スナップ写真展等の開催	生涯学習課	
	家族の営みを題材とした写真、図画・ポスターを募集展示し、家庭のあたたかさを感じ、家庭を大切にしている意識の醸成を図るために、家族スナップ写真展等を開催します。		
(4)	妊婦教室の開催	健康推進課	再掲
(19)	乳幼児家庭教育講座・講演会等の開催	子育て支援課	再掲
(82)	小中学校家庭教育講座・講演会等の開催	生涯学習課、学校教育課	再掲
(197)	様々な媒体を活用した育児休業制度の普及・啓発	生涯学習課、商工課	再掲

基本施策4 地域社会で支え合う子育ての推進

地域社会で子育て世代を支え合い、安心して子どもを育てられるよう、子どもや子育てを支援する人材の発掘・育成、市民活動団体などへの支援、地域における子どもの遊び場の充実を図り、地域と子育て世代の交流の促進、核家族化などを背景とした子育ての孤立化の解消など地域社会で支え合う子育てを推進します。

施策内容1 地域と協働した子育て支援

子どもや子育てを支援する人材の発掘・育成、市民活動団体への支援や町内会やまちづくり協議会等と協働した子どもの遊び場や居場所づくりをすすめるとともに、学校と家庭、地域が子どもを取り巻く環境や課題を共有し、地域と協働した子育て支援を推進します。

208

登録市民活動団体の実施事業に対する助成

協働推進課

重点

市民活力の向上を図り多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市登録市民活動団体が主体的に実施する地域活性化や地域課題の解決に向けた事業及び、まちづくり協議会等と協働して実施する事業に対し助成します。

209

登録市民活動団体（子育て支援団体、子育てサークル等）の活動情報の発信

協働推進課

市民活動に対する意識の高揚を図り市民活動への参画を促進するため、市民活動団体の活動情報紙の定期発行やパネル展示などにより活動情報を広く発信します。

210

子育て支援スタッフ研修会の開催

子育て支援課

子どもや子育てを支援するスタッフに対し、子育て支援の多種多様なニーズに対応していくための資質や知識の向上等を図るため、子育て支援スタッフ研修会を開催します。

211

子育て支援団体活動に対する助成

子育て支援課

子育て支援団体等の活動を支援するため、団体活動の周知・情報発信を行うとともに、団体が行う子育て支援事業に対し助成します。

212

託児サービスの活用

子育て支援課

子育て支援団体等が実施する託児サービスを活用し、乳幼児の保護者等が講演会や講座など各種イベントに参加しやすい環境を整えます。

213

子育てコーディネーターの配置

子育て支援課

つどいの広場等の充実のため、地域の子育て支援に関心がある方や携わる方などの人材発掘、各種研修による資質の向上等に取り組む子育てコーディネーター登録制度を推進します。

214	ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した子育て関連情報の提供	子育て支援課	
	安心して子育てができるよう、子育てに関わる事業や相談窓口など広く周知するため、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した子育て関連情報を提供します。		
(20)	つどいの広場の運営	子育て支援課	再掲
(21)	ブックスタート事業の実施	子育て支援課、健康推進課	再掲
(72)	児童館の管理・運営	子育て支援課	再掲
(73)	児童遊園の管理	子育て支援課	再掲
(74)	園庭の開放	子育て支援課	再掲
(76)	空き店舗等を活用した子どもの遊び場整備	子育て支援課	再掲
(77)	町内会等が設置する児童遊園地の遊具整備に対する助成	子育て支援課	再掲
(80)	学校運営協議会の設置・運営	学校教育課	再掲
(92)	まちづくり協議会活動に対する助成	協働推進課	重点 再掲
(93)	青少年健全育成団体活動に対する助成	生涯学習課	重点 再掲
(94)	保育園行事を通じた地域交流の実施	子育て支援課	再掲
(95)	ふれあい会館の管理・運営	子育て支援課、高年介護課	再掲
(96)	中心市街地活性化事業に対する助成	商工課	再掲
(205)	子育て世帯の多世代同居に対する助成	子育て支援課	再掲

基本施策5 安全・安心・快適なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が安全・安心・快適な暮らしができるよう、防犯対策や交通安全対策、防災対策など、地域と連携した取組みを推進するとともに、子どもや子育て家庭などに配慮したユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設や設備の普及を促進します。

施策内容1 安全対策の充実

子どもや子育て家庭が安全に安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策、交通安全対策、防災対策などの取組みを推進し、子どもや子育て家庭の安全対策の充実を図ります。

215	交通安全教室の実施	協働推進課、子育て支援課、学校教育課	
	幼稚園・保育園・小学校において、交通安全意識の啓発及び醸成を図るため、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室を実施します。		
216	地域と連携した交通安全街頭啓発の実施	学校教育課	重点
	交通安全意識の啓発及び醸成を図ることを目的に、小学校の登校時の街頭啓発を実施するなど、地域と連携した交通安全街頭啓発を実施します。		
217	通学路危険箇所点検の実施及び通学路安全推進会議による情報共有	教育総務課、学校教育課	
	子どもの安全を守り、通学路の安全対策を推進するために、高山市交通安全プログラムに基づく通学路の危険箇所の点検を実施し、通学路安全推進会議による情報共有を図ります。		
218	小学校児童（新1年生・転入生）への防犯ブザーの配付	学校教育課	
	子どもを犯罪や危険等から守り、登下校時や外出時の安全対策を図るため、小学校に入学する全児童に対して、防犯ブザーを配付します。		
219	町内会が維持管理する防犯灯LED改修等に対する助成	協働推進課	
	安全・安心なまちづくりを推進するため、町内会が維持管理する防犯灯のLED改修等に対し助成します。		
220	通学路への防犯灯（照明灯）の設置	教育総務課	
	子どもの安全を守り、高山市交通安全プログラムに基づく通学路の安全対策を推進するために、通学路への防犯灯（照明灯）を設置します。		
221	町内会等が設置する防犯カメラ整備費に対する助成	協働推進課	
	防犯体制の強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動を実施している町内会やまちづくり協議会等が設置する防犯カメラ整備費に対し助成します。		

222	スクールサポート（地域と連携した学校支援）活動の実施	教育総務課	
<p>事故や不審者など登下校時の子どもの安全確保を図るため、PTAや学校評議員、地域と連携したサポート体制の充実を図り、スクールサポート活動を実施します。</p>			
223	幼稚園・保育園・小中学校と連携した安全管理情報メール配信	子育て支援課、学校教育課	
<p>メールアドレスを登録している保護者等に対し、気象やイベントなどの各種行政情報の配信や不審者情報などへの迅速な情報共有を図るために、幼稚園・保育園・小中学校と連携した安全管理情報メールを配信します。</p>			
224	不審者侵入対応訓練の実施	子育て支援課、学校教育課	
<p>保育園や学校等において、警察等の関係機関と連携し、子どもを犯罪や危険等から守る体制を推進するとともに、不審者侵入対策マニュアルの徹底を図るため、不審者侵入対策訓練を実施します。</p>			
225	子ども110番車両（公用車・民間商用車等）パトロール運動の実施	学校教育課	重点
<p>市内事業所等に対し、「子ども110番の車」の車両掲示を推進し、子どもを犯罪や危険等から守り、子どもに不安等を抱かせる事案を抑止することを目的に、子ども110番車両パトロール運動を実施します。</p>			
226	子ども110番の家制度の周知（小中学校への名簿配付）	学校教育課	重点
<p>子どもに不安等を抱かせる事案に対し、通学路の民家、事務所、店舗などが緊急避難先となり、避難してきた子どもを保護し、通報等の措置を講じる民間協力施設「子ども110番の家」制度の周知を図ります。</p>			
227	官民連携（県・市・地域）による立入調査及び街頭啓発活動の実施	生涯学習課、学校教育課	
<p>非行の未然防止と子どもの健全な育成を図ることを目的に、警察、行政、青少年健全育成団体等の官民連携による立入調査及び街頭啓発活動を実施します。</p>			
228	遊戯施設等の巡回指導活動の実施	生涯学習課、学校教育課	
<p>非行の未然防止と子どもの健全な育成を図ることを目的に、高山少年補導センターなどによる市内の遊戯施設等の巡回指導活動を実施します。</p>			
229	防災教育の推進	危機管理課、学校教育課	重点
<p>子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことができるよう、実践的な行動や知識を身に付けることを目指した「命を守る訓練」を実施するとともに、学校、家庭、地域が連携した防災教育を推進します。</p>			

施策内容2 快適なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が地域で快適な生活がおくれるよう、学校における特別支援員の配置をはじめ、民間施設のバリアフリー化改修に対する助成、歩行空間を確保した道路や交通安全施設の整備など、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた快適なまちづくりを推進します。

230	歩車共存型（歩行空間確保）道路の整備	維持課	
	生活道路などの歩行空間を確保し、交通事故の防止を図り、子どもやその家族にとって安心かつ安全で快適な環境づくりを進めるために、歩車共存型道路を整備します。		
231	歩行者移動支援（知らせるあかり）施設の整備	維持課	
	夜間の歩行者などの安全を確保するために、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた歩行者移動支援（知らせるあかり）施設を整備します。		
232	民間施設等のバリアフリー化等に対する助成	福祉課	
	障がいのある子どもが生活する住宅のバリアフリー改修や民間施設が行うバリアフリー改修などの費用負担を軽減し、安全・安心・快適なまちづくりの推進するために、民間施設等のバリアフリー化に対して助成します。		
233	ユニバーサルデザインタクシー購入費に対する助成	福祉課	
	障がいのある子どもやその家族が安心して外出できる機会を増やすため、また、安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、タクシー事業者が導入するユニバーサルデザインタクシーの購入費に対し助成します。		
234	ユニバーサルデザインに配慮された施設等の普及・啓発及び認定	企画課	
	障がいの有無に関わらず、誰もが安心して利用できる施設等の整備を推進し、地域共生社会を形成していくため、「誰にもやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮された施設等の普及・啓発及び認定を行います。		
(143)	支援を必要とする子どもへの特別支援員の配置	学校教育課	再掲

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法に基づき事業計画の策定にあたり「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」のことであり、その区域ごとに各年度の「教育・保育」並びに「地域子ども・子育て支援事業」の事業量の見込みと確保内容を定めます。

各事業の実施にあたっては、市全域を一体的に捉え事業の展開を図るため、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を推進します。

2. 量の見込みと提供体制の確保内容及び実施時期

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域における子どもの数、利用状況、保護者のニーズ等を踏まえて必要事業量である「量の見込み」を設定します。

その「量の見込み」に対し「教育・保育」においては、各年度の施設の利用定員等を、また「地域子ども・子育て支援事業」においては、各年度のサービス提供人数等を確保内容として設定します。

教育・保育を受けようとする場合、児童の年齢や保育の必要性に応じて次の3区分に分けて認定することとなっており、認定区分ごとに量の見込みを設定します。

認定区分	対象となる子ども	根拠法令 (子ども・子育て支援法)	給付内容	利用できる 施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望する者	第19条第1項 第1号	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望する者	第19条第1項 第2号	保育短時間 保育標準時間	幼稚園 保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望する者	第19号第1項 第3号	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(1) 教育・保育

① 幼稚園

◇1号認定及び2号認定（3歳～5歳 教育希望）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	387	382	377	372	367
1号認定	220	217	214	212	209
2号認定	167	165	163	160	158
② 確保内容(人)	400	400	400	400	400
特定教育・保育施設 (幼稚園1園)	160	160	160	160	160
子ども子育て支援制度 (未移行園2園)	240	240	240	240	240
③ ②-①過不足(人)	13	18	23	28	33

② 保育園

◇2号認定（3歳以上児）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	1,643	1,608	1,574	1,540	1,507
② 確保内容(人)	1,790	1,775	1,760	1,745	1,730
特定教育・保育施設 (保育園24園)	1,790	1,775	1,760	1,745	1,730
③ ②-①過不足(人)	147	167	186	205	223

◇3号認定（3歳未満児）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
年齢区分(歳)	0	1,2	0	1,2	0	1,2	0	1,2	0	1,2
① 量の見込み(人)	149	779	154	789	159	799	164	809	169	819
② 確保内容(人)	149	779	154	789	159	799	164	809	169	819
特定教育・保育施設 (保育園24園)	144	761	149	771	154	781	159	791	164	801
地域型保育事業	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
企業主導型保育施設 の地域枠	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他認可外保育施設 の地域枠	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
③ ②-①過不足(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園利用率(%)	24.5	58.9	25.7	60.6	27.0	62.3	28.3	64.0	29.6	65.8

【提供体制の方向性】

利用率が増加傾向にある保育園の3歳未満児については、受入体制を確保し、保育ニーズに対応します。

また、受入体制の確保や今後の利用状況等については、私立保育園運営法人等と情報共有を図りながら対応をすすめていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、市が取り組む次の事業について、地域の実情やニーズに応じて実施します。

① 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
低学年	1年生	390	390	390	390	390
	2年生	350	350	350	350	350
	3年生	260	260	260	260	260
高学年	4年生	140	140	140	140	140
	5年生	40	40	40	40	40
	6年生	20	20	20	20	20
確保内容 ^(ウ)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行う事業です。

現在、市内保育所19園で実施しており、岡本保育園においては、13時間保育を実施しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保内容 ^(ウ)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

③ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、市内幼稚園3園と保育所16園で実施しています。

◇幼稚園における在園児を対象とした事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	387	382	377	372	367
1号認定 ※1	220	217	214	212	209
2号認定 ※2	167	165	163	160	158
確保内容 ^(ウ)	400	400	400	400	400

◇保育園における未就園児を対象とした事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
確保内容 ^(ウ)	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うショートステイ事業及びトワイライトステイ事業です。

現在、児童養護施設及び母子生活支援施設の2施設で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	70	70	70	70	70
確保内容 ^(ウ)	70	70	70	70	70

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑤ 病児保育事業

病気の症状が回復しておらず、当面の症状に急変が認められない児童を専用の施設で一時的に保育する事業です。

現在、市内の医療施設に併設する1か所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保内容 ^(ウ)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	610	600	590	580	570
実施体制	高山市				

【提供体制の方向性】

今後も子育て中の保護者が不安に陥らないよう、必要な支援や助言を行い、安心して子育てができるよう引き続き実施します。

⑦ 養育支援訪問事業

養育支援を特に必要とする家庭に対して保健師や保育士等が訪問し養育に関する指導助言などを行い、適切な養育を確保する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	10	10	10	10	10
実施体制	高山市（委託）				

【提供体制の方向性】

今後も特に養育支援を必要とする子どもをもつ家庭の支援として引き続き実施します。

⑧ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査に対する助成を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	610	600	590	580	570
実施体制	医療機関及び助産所				

【提供体制の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療と母子ともに安心安全な出産のため、引き続き実施します。

⑨ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者がふれあい、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、子育て支援センター1カ所とつどいの広場12カ所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
確保内容 ^(カ所)	13	13	13	13	13

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑩ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

現在、子育て支援センター1カ所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(カ所)	1	1	1	1	1
確保内容 ^(カ所)	1	1	1	1	1

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑪ 実費徴収に係る補足給付事業（幼稚園における副食費支援制度）

幼稚園における給食費のうち副食費について、国が定める基準に該当する子どもや国の基準に該当しない第3子以降の副食費について支援します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

(1) 高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会

子どもの育成に関わる各種団体の代表者や熱意ある市民から構成される「高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会」を設置し、計画の進捗管理や達成状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実効性などを議論し、本計画の着実な推進を図ります。

(2) 高山市子どもにやさしいまちづくり推進会議

庁内関係部局で構成される「高山市子どもにやさしいまちづくり推進会議」を設置し、計画の進捗管理や達成状況を確認するとともに、子育て支援施策に関する庁内連携及び調整を行い、本計画の着実な推進を図ります。

2. 計画の推進

社会情勢の変化や子育て・保育ニーズを踏まえ、計画の進捗状況を把握しつつ、子どもがやさしさにつつまれ、健やかに育つまちを目指し、家庭や地域、関係機関や団体等と行政が協働し、途切れのない子育て支援施策の総合的、計画的な推進を図ります。

成長段階ごとの主な施策一覧

ゴシック体：重点・新規・拡充の取組み

基本目標	基本施策	妊娠前	妊娠期	乳幼児期						学齢期						学齢期以降											
		妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 年少	5歳 年中	6歳 年長	7歳 小1	8歳 小2	9歳 小3	10歳 小4	11歳 小5	12歳 小6	13歳 中1	14歳 中2	15歳 中3	16歳 高1	17歳 高2	18歳 高3	19歳	20歳	21歳	22歳	就職	
1 安心して子どもを 生み、育てることが できるまちづくり	① 妊娠期からの 途切れのない支援	【重点・新規】母子健康包括支援センターの設置・運営																									
		【重点・新規】助産師による妊産婦相談																									
		【重点・新規】養育支援訪問事業の実施																									
		【重点・新規】基幹相談支援センターの設置																									
		【重点・拡充】公認心理師等による心理的ケアの実施																									
		子ども発達支援センターの運営																									
		サポートブックの利活用の促進																									
		妊婦教室・妊婦健診	【重点】産後健診	特別支援コーディネーターの配置																							
		妊婦歯科検診	【重点・新規】産後ケア事業の実施	就学前学習会の開催																							
		【重点・新規】妊産婦に対する支援プランの策定																									
	宅配牛乳助成	子育て支援センターの運営 利用者支援事業の実施																									
													子育て便利帳の配布														
	乳幼児家庭教育学級・講演会等の開催																										
	つどいの広場の運営																										
	ブックスタート		ブックスタート																								
	赤ちゃん訪問																										
	母子健康手帳等交付	赤ちゃん教室	電子母子手帳「母子モ（さるぼぼタッチ）」の利用促進																								
	図書館の運営・管理																										
	② 保健・医療 体制の充実	【重点・新規】専攻医等の受入れ・中核病院の専攻医等の受入れに対する助成																									
		【重点・新規】南高山地域におけるセンター機能診療所の整備																									
		【重点・拡充】定期予防接種の拡大(ロタウイルス)																									
		【重点】直営診療所の運営																									
		聴覚検査助成	健康診査	健康診査																		健康診査					
														保育園における健康診断													
														幼稚園における健康診断						学校における健康診断							
		健康相談																									
		かかりつけ医づくりの促進																									
		健康教育事業の実施																									
		食育情報の発信																									
		小児インフルエンザ予防接種に対する助成																									
休日診療所の運営																											
在宅当番医制・病院群輪番制病院の運営に対する助成																											
救命救急センターの運営に対する助成																											
24時間電話医療相談の実施																											
直営診療所の運営																											
医師確保に対する助成																											
医療機器の整備に対する助成																											
周産期医療研修会の開催																											
③ 保育環境等 の充実	【重点・新規】公立保育園の整備等(庄川保育園舎整備、保育園におけるICT化の推進)																										
	【重点】私立保育園園舎整備等に対する助成																										
	【重点】保育士確保プロモーションの実施																										
	【重点】保育士の処遇改善に対する助成																										
													保育補助者の配置に対する助成														
													私立保育園の運営に対する助成														
													私立幼稚園の運営に対する助成														
	自園調理による給食の提供																										
	給食の食物アレルギー対策の実施																										
	給食の食物アレルギー対策に対する助成																										
認定こども園の普及																											
公立保育園の民間移譲の推進																											
保育園への円滑な入園調整																											
保護者会との意見交換会の開催																											
④ 保育サービ スの充実	夜間保育の実施																										
	【重点・拡充】休日保育の実施(支所地域への拡大)																										
	延長保育の実施																										
	一時保育の実施																										
	病児保育の実施																										
障がい児等保育の実施																											
低年齢(3歳未満)児の受入れ体制の確保												子育て短期入所支援の実施(ショートステイ・トワイライトステイ)															

基本目標

基本施策

2 子どもが豊かに学び、健やかに育ちます。

① 遊び場・居場所の充実

② 教育環境の充実

妊娠前	妊娠期	乳幼児期						学齢期									学齢期以降								
	妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 年少	5歳 年中	6歳 年長	7歳 小1	8歳 小2	9歳 小3	10歳 小4	11歳 小5	12歳 小6	13歳 中1	14歳 中2	15歳 中3	16歳 高1	17歳 高2	18歳 高3	19歳	20歳	21歳	22歳	就職
		【重点・新規】空き店舗等を活用した子どもの遊び場の整備 【重点・新規】町内会等が設置する児童遊園地の遊具整備に対する助成 【重点・新規】スポーツ施設の整備 【重点】児童館の運営・管理 児童遊園の管理 園庭の開放 都市公園・地区公園の管理 外出支援マップの作成 【重点】放課後児童健全育成事業等の実施 【重点・新規】学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置・運営 【重点・新規】子ども夢創造事業(しごと体験)の開催 【重点・新規】ICTを活用した教育の推進 【重点・新規】若者等活動事務所の管理・運営 【重点】異校種間交流等による連携の推進 【重点】大学等との連携の推進 【重点・拡充】職場体験学習 小・中学校の整備 小中学校家庭教育講座・講演会等の開催 郷土教育・学習活動の実施 EST未来塾の開催 段階的な思春期教育の推進 情報モラル研修の実施 SNSの危険性啓発パンフレットの配布 総合教育会議による議論、施策等の検証 保育園行事を通じた地域交流の実施 ふれあい会館の管理・運営 中心市街地活性化事業に対する助成 【重点】子ども夢創造事業(科学、文化芸術、スポーツ)の開催 小学生対象の芸術鑑賞事業 飛騨高山文化芸術祭こだま〜れの開催 子ども美術展への出展 スポーツ教室・大会の開催 スポーツ少年団活動への助成 スポーツ施設の管理・運営 生物多様性等自然環境学習の開催 カワゲラウォッチングの開催 農業体験学習の開催 みどりと親しむ日市民ハイキングの開催 木のおもちゃ、木製品等の活用 自然を活用したセカンドスクールの実施 友好都市交流 市民海外派遣 デンバー高校生派遣 若者のUターン・地元定着の促進 子ども読書活動の推進・図書の実 美しい森林づくりフォーラムの開催 給食の食物アレルギー対策の実施 学校給食の提供																							

基本目標

基本施策

3

みんなで子育て世代を支え合う、愛情にこめられたまちづくり

妊娠前	妊娠期	乳幼児期						学齢期						学齢期以降										
妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 年少	5歳 年中	6歳 年長	7歳 小1	8歳 小2	9歳 小3	10歳 小4	11歳 小5	12歳 小6	13歳 中1	14歳 中2	15歳 中3	16歳 高1	17歳 高2	18歳 高3	19歳 就職	20歳	21歳	22歳	就職
		【重点・拡充】要保護児童対策地域協議会の運営 【重点】児童生徒等の重大事態調査委員会の設置・運営 【重点・新規】LGBT等への取組み 【重点・新規】外国籍の子どもや保護者を支援する体制づくり 【重点・新規】いじめ防止アドバイザーの派遣 子どもの人権SOSミニレター配布による相談体制の確保 こどもまちづくりコンクールへの参加促進 児童虐待への対応と関係機関との連携 子どもにやさしいまちづくりワークショップの開催 人権擁護の啓発及び講演会の開催 児童虐待防止講演会の開催 要保護・準要保護等児童生徒援助事業 「深めよう絆」横断幕等の掲示 いじめSOSダイヤルの開設 よりよい学校生活と友づくりのためのアンケートの実施 里親制度（ボランティア里親）の啓発 【重点・新規】包括的な子どもの貧困対策 【重点・新規】母子生活支援施設の整備に対する助成 【新規】母子生活支援施設入所者の身元保証人確保に向けた支援 【重点・新規】ひとり親家庭等の日常生活支援 【重点・拡充】障がい児通所施設等への交通費及び宿泊費に対する助成 【重点・拡充】福祉サービス総合相談支援センターの運営 幼児教育・保育の無償化 子どもの学びの場の提供 相談窓口を記載した「スマイル！タカヤマカード」の配布 CLMと個別指導計画の活用 教育研究所であい塾の運営 スクールカウンセラーによる相談支援 専門講師(大学教授等)による相談支援 支援を必要とする子どもへの個別の支援計画等の作成 支援を必要とする子どもへの特別支援員の配置 専門職による保育士・教員への指導・助言 専門医による療育相談 医療機関との情報共有・連携の効率化 訪問指導の実施 発達検査の実施 発達支援に関する研修会の実施 ことばの相談会の開催 【重点】特別支援教育の推進 児童発達支援事業所の管理・運営 療育担当者研修会の開催 保護者との意見交換会の開催 母子生活支援施設措置費の給付 母子・父子福祉センターの管理・運営 母子・父子自立支援員の配置 障がい児等体験学習の実施 補装具・日常生活用具の給付 特別児童扶養手当等の給付 重度障がい児の医療費に対する助成 障がい児通所支援給付費の給付 障がい児居宅支援給付費の給付 医療的ケア児の自立した生活への支援 障がい福祉サービス利用費に対する助成 遺児激励金の給付 【重点】ひとり親世帯の医療費に対する助成 ひとり親世帯に対する福祉資金の貸付（母子父子寡婦福祉資金） ひとり親世帯の就業に向けた教育訓練費に対する助成（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金） 児童扶養手当の給付 寡婦(夫)控除等のみなし適用の実施 子どもの医療費に対する助成 児童手当の給付 養育医療費の給付 保育園・幼稚園の副食費への支援 国民年金産前産後免除 不妊治療助成 妊婦健診受診費助成 産後健診受診費助成 出産育児一時金 子育て支援金 学校給食費に対する助成 育英資金の貸付 高校生駐輪場利用費助成 高校生の通学費助成																						

